

第3編 地震・津波災害対策編

第1章 災害予防

津波災害予防の基本的な考え方

町は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

第1節 総合的な津波対策のための基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を念頭におく必要がある。

第1 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

第2 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビルや避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、沿岸部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

第2節 過去に遡った津波の想定

津波の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って津波の発生等をより正確に調査する。

第3節 津波想定に係る留意点

被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行う。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

とりわけ、津波災害は、波源域の場所や地形の条件等によって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要がある。

第1章 災害予防 <津波災害予防の基本的な考え方>
第1節 総合的な津波対策のための基本的な考え方～第3節 津波想定に係る留意点

また,地震を原因とする津波だけでなく,火山の噴火,大規模な地すべり等によって生じる津波もありうることに留意する。

津波災害に強い地域づくり

津波災害に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止したり、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。本章では、このような津波災害に強い地域づくりに係る対策を定める。

第4節 津波災害防止対策の推進

津波発生に備え、危険予想地域の把握・指定、広報体制及び避難体制の整備、並びに津波に関する意識啓発の推進等による総合的な津波対策を計画的に実施し、津波災害危険を解消するための事前対策を推進する。

第1 津波に強いまちづくり

1 津波に強いまちの形成

- (1) 町は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。ただし、地形的条件や土地利用の実態など地域の状況によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間等を考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。
- (2) 町は、当該津波浸水想定を踏まえて、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。
- (3) 町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。
- (4) 町は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。
- (5) 町は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期する。
- (6) 町は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、町防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。
- (7) 町は、町防災計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、津波発生時に当該施設の利用者

の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

- (8) 町長は、町防災計画に基づき、津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。
- (9) 町は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。
- (10) 町は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。
- (11) 町は、河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努める。
- (12) 町は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

2 避難関連施設の整備

- (1) 町は、避難場所の整備にあたり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。また、専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。
- (2) 町は、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。
- (3) 町は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。
- (4) 町は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段の整備を検討し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号減灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。
- (5) 町は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努める。

3 建築物の安全化

- (1) 町及び施設管理者は、不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。
- (2) 町は、津波災害特別警戒区域や災害危険区域において、要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。

- (3) 町は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策について努める。

第2 津波災害の防止対策

1 海岸保全施設の整備方策

鹿児島県海岸保全基本計画に基づき、海岸保全施設の整備を図る。

2 海岸保全施設の耐震化・液状化対策の推進

台風、高潮等を念頭にした海岸保全施設整備事業に加え、津波や地震災害に備え、老朽化した海岸保全施設の耐震診断・老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。また、護岸施設の液状化対策の検討や、情報伝達手段の設備等の防災機能に優れた海岸保全施設の整備を推進する。

第3 津波危険の把握

町は、県地震等災害被害予測調査や国の機関等の津波関連調査の成果を踏まえ、過去の災害記録等も活用しつつ、被害が予想される町の津波災害危険予想地域を把握するため、必要に応じ、以下の内容を調査し、専門的な点検項目については、専門機関の協力を得ながら津波災害危険の把握に努める。

- 1 沿岸・河口部の形状、地盤高の把握
- 2 避難にあたっての避難経路の長さ、避難路上の障害物の有無の把握
- 3 指定避難所等の標高などの配置状況や堅牢度等の調査
 <資料編4-1 指定緊急避難場所・指定避難所及び福祉避難所>
- 4 避難場所以外の津波避難ビル等に利用できる堅牢な建物分布状況の調査
- 5 その他の避難活動上の阻害要因等の把握（防潮堤の強度、傾斜、避難階段の有無）
- 6 危険区域内に居住する住民構成や地域・近隣単位の自主避難体制の検討
- 7 過去の津波の遡上高等の痕跡等の発掘調査、保存

第4 津波災害に対する広報・避難体制の整備

1 避難の指示の伝達・広報体制の整備

地震時、津波に関する予警報が発表された場合は、沿岸住民や旅行者、海水浴客等に伝達できるよう、防災行政無線（屋外同報系等による）、全国瞬時警報システム（J-ALER T）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メールを含む。）や消防車、広報車による広報手段を事前に整備しておくとともに、防災行政無線や広報車等の広報手段の運用要領や広報案文を整備しておくなどの事前措置を講じておく。

（住民等への伝達・広報体制の整備方法は、第2編第1章第8節「通信・広報体制（機器等）の整備」参照）

2 津波災害危険に対応した避難体制の整備

地震発生後、数分程度で津波が来襲する区域や港湾敷地の浸水等の被害が予想されることから、これらの地域については重点的に避難体制をとる。

特に、沿岸地域に津波地震時用の避難場所、津波避難ビル等を広く指定・確保しておく。また、避難するに際して、津波到達時間内に避難できるような経路を指定し、避難所の標高などの配置状況及び安全性に関する調査等を踏まえて、適宜見直しを行う。

(避難体制の整備方法は、第2編第1章第11節「避難体制の整備」参照)

第5 津波災害に関する訓練及び意識啓発の推進

1 各種広報媒体を活用した津波広報

町は、広報紙、パンフレット、防災マップ、テレビ、ラジオ、新聞、ビデオ、映画等の多種多様な広報媒体を活用し、住民等に対して、津波に関する基礎知識、津波災害危険の実態、津波からの避難の考え方や対策内容の普及・啓発を行い、周知に努める。具体的な防災意識啓発の推進方策は、第2編第1章第18節「防災知識の普及・啓発」に準ずる。

2 津波災害に関する意識啓発

現在の町の津波危険の実態、過去の津波災害履歴、津波対策の現状及び今後の方針を踏まえ、津波関連のシンポジウム、講習会の開催、地域の会合などあらゆる機会をとらえ、住民等に対して、繰り返し津波災害の啓発を行い、周知に努める。

3 津波災害に関する防災訓練・講習会等の実施

津波災害の危険性の高い地域では、津波の発生を想定し、住民参加の訓練をするほか、釣り客や海水浴客等も加えた実践的な防災訓練の実施に努める。

地震・津波災害に強い施設等の整備

地震・津波災害に際して、被害の軽減を図るためには、各防災事業を推進し、被害の未然での防止や、被害のおよぶ範囲を最小限にとめられるよう整備しておくことが基本となる。

第5節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進

[総務課, 建設課, 農林水産課, 農地整備課]

本町は、地形・地質条件から、地震時において斜面災害、液状化、農地災害等の被害が予想される。このため、これらの災害を防止するため、従来から推進されている事業を継続し、地震に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号、平成13年4月施行）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害から住民の生命を守るため、危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を推進する。

第1 土砂災害の防止対策

土砂災害防止事業の推進、砂防施設等の災害防止、災害危険箇所等の調査結果の周知、災害危険箇所の警戒体制の整備等については、第2編第1章第1節第1「土砂災害の防止対策の推進」に準ずる。

第2 液状化災害の防止対策

1 法令遵守の指導

町は、これまでの津波をもたらす地震時の液状化対策として、建築基準法に基づく建築物の液状化対策の指導を行っているが、阪神・淡路大震災の事例をみても、現行の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、耐震基準等に関する法令自体の遵守の指導を対策の第一の重点とする。

2 地盤改良及び構造的対策の推進

津波をもたらす地震による液状化等の被害は、地盤特性及び地形・地質に大きく左右される。県地震被害予測調査（平成24～25年度）によると、市街化が進んだ低地の沖積地盤における液状化の危険性が高いと予測される。

したがって、今後、町は、新規開発等の事業においてこれらの調査結果を踏まえつつ、以下の液状化対策を推進する。

(1) 地盤改良の推進

新規都市開発、市街地再開発、産業用地の整備並びに地域開発等にあたっては、地盤改良等の推進を図る。

(2) 構造的対策の推進

町・県等の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の危険性の高い区域を中心に、構造物については、地盤改良や基礎工法による対策、地下埋設物については、既

存施設の技術的改良,新設管の耐震化,管網のネットワーク化などの補強対策を実施する。

3 液状化対策手法の周知

町は,これまで,液状化対策に関し住民・事業所等に対して周知・広報等を行っているが,将来発生のおそれがある液状化の被害実態やそれらへの技術的対応方法等についても,住民や関係方面への周知に努める。

第3 農地災害の防止対策

地震時の農地等の災害は,斜面崩壊,周辺河川の決壊等による二次災害として現れる。町は,今後,地震に伴う土砂崩壊・湛水から農地,農業用施設等を防護するため,地震対策上不可欠な農道,農業集落道及び農村公園緑地,農業用排水施設等について,緊急的な利用も考慮した下記の農業用施設の整備を計画的に推進し,「地震災害に強い農業農村」の形成を図る。

また,町は,防災重点農業用ため池が万が一決壊した場合を想定し,人的被害を軽減するため,被害想定区域や避難場所等を示した防災マップを作成するなど,減災対策にも努める。

- 1 避難地を考慮した農村公園の整備
- 2 避難路,消防活動及び緊急輸送のための農道の整備
- 3 消防及び給水を考慮した農業用排水施設を乗他のすり施設の整備
- 4 地震発生時に必要な情報を伝達する機能を有する施設,設備の整備

第4 宅地被害の防止対策

町は,大規模な災害時の宅地被害を軽減するため,住民に対し日常点検の必要性など,宅地防災に関する意識向上のため啓発等に努める。

また,町は,液状化ハザードマップの作成及び公表に努める。

第6節 防災構造化の推進

[建設課]

町の基盤施設の整備を推進し、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進するため、これまで関係各課や関係機関において個別に実施されてきた町の防災環境を整備するための事業を、総合調整して実施する。

また、土地区画整理事業や再開発事業をはじめとする各種法令・諸制度に基づく事業を推進することにより既成市街地を更新し、新規開発に伴う指導・誘導を行うことにより適正な土地利用を推進し、地震災害に備えた安全な都市環境の整備を推進する。

具体的な防災構造化の推進事業については、第2編第1章第3節「防災構造化の推進」に準ずる。

第7節 建築物災害の防止対策の推進（耐震診断・耐震改修の促進等）

〔総務課, 建設課, 教育課〕

地震時は、建物倒壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため、建築物の耐震性・安全性を確保し、建築物の倒壊、焼失等の被害の防止対策を推進する。

特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に定める「県建築物耐震改修促進計画」（平成19年7月）に基づき、計画的かつ効率的に耐震診断・耐震改修の促進に努める。

なお、津波災害においては、防災拠点施設等の被災により、行政及び防災機能等の喪失又は低下が想定されるため、新たに防災拠点施設等の機能強化対策として、行政庁舎及び防災拠点施設等の設置の複数化やデータベースの管理体制の強化などに努める。

第1 公共施設及び防災基幹施設の耐震診断・耐震改修の促進等

1 公共施設等の重点的な耐震診断・耐震改修の実施

町の庁舎、消防・警察等の施設、学校、公民館、医療機関等の施設は、災害時に応急対策活動の拠点としての重要な防災拠点施設となるほか、学校、公民館等は、避難施設や物資の集積拠点としても利用される。

このため、町は、これらの防災拠点施設や公共施設等のうち、新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物を選定して耐震診断を行い、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。

さらに、乳幼児といった要配慮者が利用する幼稚園、保育所についても、その安全性の確保を図る必要があることから、同様に耐震診断の実施及び耐震改修の推進に努める。

また、町は、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、屋外広告物、窓ガラス、外壁材、天井、配管等の非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるとともに、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

なお、大規模災害においては、防災拠点施設等の被災により、行政及び防災機能等の喪失又は低下が想定されるため、新たに防災拠点施設等の機能強化対策として、行政庁舎及び防災拠点施設等の設置の複数化やデータベースの管理体制の強化などに努める。

2 液状化のおそれのある公共施設等の安全化

公共施設等の被害は、地盤の特質や液状化の程度にも関係するため、町は、液状化危険の高い地域の公共建築物等については、防災上の重要性を考慮し、地震時にその機能が損なわれることのないよう、地盤対策や基礎工法を強化するなどの液状化対策を推進する。

第2 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進等

1 住民等への意識啓発

町は、住民に対し、以下の意識啓発を実施する。

(1) 耐震診断の必要性の啓発

既存建物については、耐震診断・耐震改修相談窓口を開設したり、講習会等を実施することにより、耐震診断の必要性を啓発する。

(2) 専門家の協力による指導・啓発

建築士会、建築士事務所協会等の建築関係団体の協力を得て、専門家による耐震診断を推進することにより、耐震性の向上に向けた知識の普及啓発施策を実施するとともに、耐震診断を促進するための体制を整備し、また、がけ地近接等危険住宅の移転についても、助成による誘導措置を含めた体制の整備を図る。

(3) 住民に対する指導啓発内容

- ア 建築主に対する建築物の耐震改修の促進に関する法律についての普及啓発
- イ 天井材等の非構造部材の脱落防止等の脱落防止対策の推進
- ウ がけ地近接危険住宅の移転に対する指導
- エ コンクリートブロック造りの堀等の安全対策の推進

2 特殊建築物等の安全性の確保

(1) 特殊建築物の定期報告

不特定多数の者が利用する病院、ホテル、店舗等の特殊建築物については、所有者又は管理者が、建築士等に維持保全の状況等について、定期的に調査・検査をさせて、その結果を報告する建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度により、安全確保を図る。

また、必要な場合は現地調査を実施し、適正な指導を行い、災害を未然に防止する。

(2) 特殊建築物の定期的な防災査察の実施

前記に掲げた特殊建築物など不特定多数の者が利用する施設については、「建築物防災週間」（火災予防週間と協調して実施。）において消防署等の協力を得て、防災査察を実施するとともに、年間を通じてパトロールを行うなど、建築物の防災対策及び安全確保に対して積極的な指導を推進する。

第8節 公共施設等の災害防止対策の推進

[農林水産課, 建設課, 水道課]

上水道, 電力, ガス, 通信等ライフライン施設, 道路・橋りょう, 港湾・漁港河川, 砂防施設, 空港施設等の公共施設は, 地域生活の根幹をなすものであり, これらが地震・津波により被害を受け, 機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きく, 特にライフラインの被災は, 安否確認, 住民の避難, 救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらす。

このため, ライフライン施設や廃棄物処理施設について, 適確な維持管理に努め, 地震・津波災害に強い施設を整備するとともに, 災害が発生したときも被害を最小限に止め, 早期復旧が図られるよう, 系統多重化, 拠点の分散, 代替施設の整備等による代替性の確保など施設の災害防止対策を推進する。

廃棄物処理施設については, 大規模災害時に稼働することにより電力供給や熱供給等の役割も期待できることから, 始動用緊急電源のほか, 電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第1 上水道施設の災害防止

1 地震に強い上水道施設・管路施設の整備の推進

上水道施設は日常生活に不可欠なため, 町は, 災害に備え, 機能が保持できるよう施設整備を行っているが, 引き続き, 被害発生抑制と影響の最小化を図り, 地震災害に強い上水道施設の整備を推進する。

特に, 規模の大きい避難所等の重要施設に接続する上水道管路の耐震化を推進する。

第2 電力施設の災害防止

九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社は, 県防災計画に基づき, 電力施設の災害防止の措置を講じる。

(県防災計画 地震災害対策編 第2部第1章第5節第3「電力施設の災害防止」参照)

第3 ガス施設の災害防止

ガス事業者は, 県防災計画に基づき, ガス施設の災害防止の措置を講じる。

(県防災計画 地震災害対策編 第2部第1章第5節第4「ガス施設の災害防止」参照)

第4 通信施設の災害防止

N T T 西日本株式会社鹿児島支店は, 県地災計画に基づき, 通信施設の災害防止の措置を講じる。

(県防災計画 地震災害対策編 第2部第1章第5節第5「通信施設の災害防止」参照)

第5 道路・橋りょうの災害防止

1 道路施設の整備

道路は, 災害時の消防, 救出・救助, 避難, 医療, 救援活動の際, 重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため, 各道路管理者は, 既存道路施設等の耐震性の確保を基本に, 以下の防災, 耐震対策等に努める。

(1) 所管道路の防災対策工事

道路機能を確保するため、所管道路については、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な箇所について、法面の補強等の防災対策工事を実施する

(2) 所管道路の橋りょうにおける耐震補強

緊急輸送道路等としての機能を確保するため、大規模な地震時でも軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復が可能となる耐震補強を実施する。

(3) 道路冠水危険箇所の周知等

道路の冠水を防止するため、道路冠水危険箇所の周知を行うとともに、標識、情報板、排水ポンプ等の点検及び補修等を推進する。

(4) 道路施設の老朽化対策

道路機能を確保するため、老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適確な維持管理に努める。

2 緊急輸送道路ネットワークの形成

地震直後からの救助、救急、医療、消防活動に要する人員や救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路はネットワークとして機能することが重要である。

このため、道路管理者においては、防災拠点間（又は、防災拠点へのアクセス道路）について、多重化、代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパス等の整備、前記による防災、耐震対策を推進する。

3 道路確保用資機材の整備

道路管理者は、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路確保用資機材の確保の体制を整える。

第6 港湾・漁港施設の災害防止

1 拠点港湾機能の確保

港湾・漁港施設は、地震災害時の緊急物資・資材等及び避難者・負傷者の海上輸送にあてられることから、港湾・漁港管理者は、対象地域の拠点港湾・漁港を指定し、施設の耐震点検や耐震対策事業の計画的な実施及び適確な維持管理に努め、海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保する。

2 港湾・漁港施設の機能確保

港湾・漁港施設は、海上交通ルートによる避難、救助、輸送を行う上できわめて重要な役割を果たすため、港湾・漁港管理者は、特に重要な拠点港湾・漁港及び離島の生活を支える港湾において、耐震強化岸壁、港湾緑地、背後道路等の整備及び既存施設の老朽化対策に努め、地震災害後の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。

第7 空港施設の災害防止

1 空港施設の機能確保

空港は、災害時の救急・救命活動や緊急物資・人員受け入れ等の拠点となることから、空港管理者は、地震発生時にその機能が確保されるよう、必要に応じて空港施設の地震耐震対策及び既存施設の老朽化対策を計画的に実施する。

第9節 危険物災害等の防止対策の推進

社会・産業構造の多様化等に伴う石油等の危険物や高圧ガス等の需要の拡大により、危険物災害等による被害が予想される。

このため、津波をもたらす地震時の危険物や高圧ガス等の漏洩・爆発等による被害を極力最小限に押えられるように予防措置を実施し、危険物災害等の防止対策を推進する。

第1 危険物施設の保安監督・指導

町は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

第2 高圧ガス保安施設の監督・指導

町は、高圧ガス保安法等の規制を受ける高圧ガス施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安員の適正な配置及び高圧ガス取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施するよう指導し、当該高圧ガス施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、高圧ガス保安法等の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

第10節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

[全課]

町は、地震防災対策特別措置法に基づく、次に掲げる施設等のうち地震防災対策上特に緊急を要する施設等の整備を、重点的・計画的に推進していく。

- 1 避難地
- 2 避難路
- 3 消防用施設
- 4 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- 5 緊急輸送を確保するため必要な道路, 交通管制施設, ヘリポート, 港湾施設又は漁港施設
- 6 共同溝, 電線共同溝等の電線, 水管等の公益物件を収容するための施設
- 7 公的医療機関, その他法令で定める医療機関のうち, 地震防災上改築又は補強を要するもの
- 8 社会福祉施設又は公立幼稚園のうち, 地震防災上改築又は補強を要するもの
- 9 町立の小学校又は中学校のうち, 地震防災上改築又は補強を要するもの
- 10 県立学校のうち, 地震防災上改築又は補強を要するもの
- 11 第7号から第10号までに掲げるもののほか, 不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち, 地震防災上改築又は補強を要するもの
- 12 海岸保全施設又は河川管理施設
- 13 砂防設備, 森林保安施設, 地すべり防止施設, 急傾斜地崩壊防止施設又はため池で, 家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- 14 地域防災拠点施設
- 15 防災行政無線設備その他の施設又は設備
- 16 水泳プール, 自家発電設備その他の施設又は設備
- 17 非常用食糧, 救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- 18 救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- 19 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第11節 地震・津波防災研究の推進

[総務課, 建設課, 農林水産課]

町, 県及び関係機関等は, 関係研究機関との協力により, 津波や地震防災に関する調査研究を実施し, その成果の活用に努める。

第1 重要防災基幹施設等の防災性能の調査研究

地震動や液状化, 津波等による被害を軽減し, 各種救援活動の拠点としての機能を確保するため, 公共建築物・構造物, 港湾等の耐震性や液状化, 津波等による機能障害の予測等に関する調査研究に努める。

第2 地域危険度の調査研究

町は, 防災アセスメントを実施することにより, 地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し, 地区別防災カルテ, 防災マップ等の作成に努める。

迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

地震・津波災害に際して、迅速かつ円滑な震災応急対策を実施するためには、事前に、応急対策の実施体制（要領）や個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。ここでは、このような地震・津波応急活動体制への事前の備えについて定める。

また、海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したことのないような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、町の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足等を含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

第12節 防災組織の整備

[総務課]

地震・津波が発生した場合、広範囲にわたり、人命の損傷をはじめ、家屋の倒壊、火災、崖崩れ、津波や水害の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、広範囲にわたって被害が発生することが予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、町、県及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行するための防災組織の整備を推進すると共に、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

また、町防災会議の委員について、多様な視点が反映できる構成とし、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画拡大や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立など、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。

具体的な防災組織の整備状況については、第2編第1章第7節「防災組織の整備」に準ずる。

第13節 通信・広報体制（機器等）の整備

[総務課]

大規模な地震・津波が発生した場合、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、町及び各防災関係機関は、平常時から災害に強い通信回線の整備・多重化・耐震化や通信が途絶している地域で、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、長時間の停電に対応可能な非常用発電機の整備、通信機器等の保管設置場所の嵩上げや複数化など通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。

また、効果的・効率的な防災対策を行うため、IoT、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

具体的な通信・広報体制（機器等）の整備状況については、第2編第1章第8節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

第14節 地震・津波等観測体制の整備

地震・津波による災害を未然に防止し、あるいは軽減するため、津波をもたらす地震の震度や波高・潮位等の観測・監視施設の整備を図る必要がある。

このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともに、これらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力する。

第1 地震・津波等観測体制の整備

町及び主要関係機関における観測施設の整備については、現有施設の十分な活用を行うとともに、地震計、自記雨量計、自記水位計等の整備充実を図る。

また、町は、迅速な緊急地震速報、津波の伝達のため、その伝達体制及び設備等の充実を図るよう努める。

第2 気象情報自動伝達システムの活用

町は、県により地震・津波情報等が自動的に、町や消防本部に防災情報ネットワークで送信される気象自動伝達システムを活用し、地震・津波等の災害発生時等の初動体制の確立に努める。

また、町は、気象情報自動伝達システムにより得られた地震・津波情報等を速やかに、主要な施設及び住民等（特に要配慮者施設）へ伝達する。

第3 震度情報ネットワークシステムの活用

町、消防庁、県をネットワークで結び、県下各地に配備した計測震度計を利用し、県下市町村の震度情報を集約できる震度情報ネットワークシステムを活用し、地震発生時の初動体制や広域応援等災害応急体制の確立を図る。

第15節 消防体制の整備

[総務課, 消防組合]

地震・津波の発生に際して、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防組合等のほか、消防団、地域住民及び事業所による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を推進する。

具体的な消防体制の整備状況に関しては、第2編第1章第10節「消防体制の整備」に準ずる。

第16節 避難体制の整備

[総務課, 地域福祉課, 教育委員会]

地震・津波災害時には、津波や延焼火災の拡大等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、地震・津波災害時における町長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領を定め、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。

なお、避難に際しては、特に、高齢者、障がい者、その他の要配慮者の安全避難について留意する。

具体的な避難体制の整備については、第2編第1章第11節「避難体制の整備」に準ずる。

第17節 救助・救急体制の整備

[総務課, 地域福祉課, 町民課, 建設課, 水道課, 消防組合, 自衛隊対策室]

津波や地震時には、浸水、建物倒壊、火災、水害等の被害の可能性が危惧され、多数の救助・救急事象が発生すると予想される。

このため、災害発生に際して、救助・救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

第1 救助・救急体制の整備

1 関係機関による救急・救助体制の整備

津波や地震時には、斜面崩壊や多数の建物被害が発生し、多数の要救出現場や重軽傷者が予想されるので、関係機関等は、救助・救急体制の整備に努める。

また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。

(1) 町（消防組合を含む。）の救急・救助体制の整備

ア 消防組合及び消防団を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出体制の整備に努める。

イ 町は、町内で予想される災害、特に建物倒壊等に対応する救出作業に備え、普段から、必要な資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておく。

また、町内で孤立化が予想される地域については、事前に関係機関と孤立者の救出方法や町との情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等について、十分に検討しておく。

ウ 救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。

エ 傷病者の速やかな搬送を行うため、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。

オ 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の運送搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。

カ 津波や地震災害時に同時多発する救出・救助事象に対応するとともに、救出・救助に必要な重機を確保するため、建設同志会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。

2 消防団の救出・救助体制の整備

日頃から地域の要配慮者等の把握を行うとともに、救出・救助の訓練や救出・救助用資機材の整備・点検に努める。

3 自衛隊の救出・救助体制の整備

町はや関係機関と、日頃から相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。

第2 救助の実施体制の構築

町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。

第3 孤立化集落体制

豪雨や地震等による道路交通の途絶により孤立化が予想される地域については、「孤立化集落対策マニュアル」に基づき、事前に関係機関と、孤立者の救出方法や当該地域と町との情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等について、十分に検討しておく。

《資料編4-2 孤立化集落対策マニュアル》

第4 住民の救助・救急への協力

地震・津波災害時には、広域的又は局所的に救助・救急事象の多発が予想されることから、住民による地域ぐるみの救急・救助への参加協力も必要になる。

このため、住民は、日頃から町等が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救助・救急活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

第18節 交通確保体制の整備

[総務課, 建設課, 自衛隊対策室]

津波や地震災害時には、道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生することが予想されるので、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

具体的な計画については、第2編第1章第13節「交通確保体制の整備」に準ずる。

第19節 輸送体制の整備

[総務課, 建設課, 自衛隊対策室]

津波や地震災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱が予想される。

このため、地震発生時に備え、必要な医療用資機材・医薬品等の整備及び救護班の編成基準など、医療救護体制の整備を計画的に推進する。

以下、整備方針については、第2編第1章第14節「輸送体制の整備」に準ずる。

第20節 医療体制の整備

[地域福祉課, 町民課]

津波や地震災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱が予想される。

このため、発災時に備え、必要な医療用資機材・医薬品等の整備及び救護班の編成基準など、医療救護体制の整備を計画的に推進する。

以下、整備方針については、第2編第1章第15節「医療体制の整備」に準ずる。

第21節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備

[総務課, 地域福祉課, 建設課, 教育委員会]

町、県は、その他の災害応急対策事前措置体制について、整備を計画的に推進する。

具体的な整備計画については、第2編第1章第16節「その他の災害応急対策事前措置体制の整備」に準ずる。

第22節 複合災害対策体制の整備

第2編第1章第17節「複合災害対策体制の整備」に準ずる。

住民の防災活動の促進

地震・津波災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より住民や防災関係職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図ることが必要である。

防災知識の普及、訓練を実施するに当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第23節 防災知識の普及・啓発

[総務課, 教育委員会]

地震・津波災害に際して的確な行動がとれるよう、住民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及・啓発を図っておく必要がある。

このため、町は災害予防又は災害応急対策の実施の任にある各機関は、それぞれ防災知識の普及・啓発を推進するとともに教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

具体的な知識の普及、啓発活動については、第2編第1章第18節「防災知識の普及・啓発」に準ずる。ただし、地震の場合、家庭における防災対策に関する知識の普及にあたっては、特に住宅の耐震診断と補強、家具の固定、ブロック塀の倒壊防止、ガラスの飛散防止等に留意する。

第24節 防災訓練の効果的実施

[総務課]

災害時において、災害応急対策計画に定められている各種の応急措置を迅速確実に行えるよう、関係機関と協力して訓練を行う必要がある。このため、災害応急対策の実施責任を有する機関は、各々目標を設定し、効果的な防災訓練の実施を推進する。

訓練に当たっては、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施し、又は行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

特に、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

具体的な訓練計画及び訓練内容・時期等については、第2編第1章第19節「防災訓練の効果的実施」に準ずる。

第25節 自主防災組織の育成強化

[総務課, 消防組合]

災害を未然に防止又は軽減するためには、町及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、住民一人ひとりが、災害から「自らの身の安全は自らが守る」という認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力し、助け合うという意識を持って行動することが重要である。

このため、住民の隣保協同の精神に基づく防災組織の整備・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、多数の者が出入りし又は利用する施設、危険物を製造若しくは保有する事業所においても、自衛消防隊等を編成し、大規模な災害・事故等に備える。

平常時及び地震発生時における住民や自主防災組織の果たすべき役割については、第2編第1章第20節「自主防災組織の育成強化」に準ずる。ただし、地震発生時に住民が実施する事項については以下のとおりとする。

- 1 まず我が身の安全を図る。
- 2 すばやく火の始末をする。
- 3 火が出たら、まず消火する。
- 4 あわてて戸外に飛び出さず、出口を確保する。
- 5 狭い路地、塀のわき、崖、川べりには近寄らない。
- 6 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意する。
- 7 避難は徒歩で、持ち物は最小限にする。
- 8 みんなが協力しあって、応急救護を行う。
- 9 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- 10 秩序を守り、衛生に注意する。
- 11 自動車、電話の利用を自粛する。

第26節 住民及び事業者による地区内の防災活動の促進

第2編第1章第21節第「住民及び事業者による地区内の防災活動の促進」に準ずる。

第27節 防災ボランティアの育成強化

[地域福祉課, 消防組合]

地震・津波災害時においては、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が、消火、救助・救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、地震・津波災害時におけるボランティア活動が効果的に活かされるよう、平常時から、個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

具体的な計画については、第2編第1章第22節「防災ボランティアの育成強化」に準ずる。

第28節 企業防災の促進

第2編第1章第23節「企業防災の促進」に準ずる。

第29節 要配慮者の安全確保

[地域福祉課]

高齢者や乳幼児、病弱者、心身に障がい者、外国人、観光客・旅行者等は、災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすいことから、「要配慮者」といわれている。今後とも、高齢化や国際化の進展に伴い、「要配慮者」が増加することが予想される。

このため、町及び防災関係機関は、平素より、要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。

具体的な計画については、第2編第1章第24節「要配慮者の安全確保」に準ずる。

第2章 災害応急対策

活動体制の確立

地震・津波災害発生時の災害応急対策を効果的に実施するため、町、県及び関係機関は、各々の機関ごとに応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処しえない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する必要がある。

第1節 応急活動体制の確立

〔全部〕

地震・津波の発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、町及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、特に地震直後の初動段階の活動体制の早期確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

第1 町の応急活動体制

町災害対策本部の設置、組織及び所掌事務等については、第2編第2章第1節「応急活動体制の確立」に準ずる

配備体制	配備基準	活動内容
情報連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> ●震度4の地震が発生した場合 ●その他町長が特に必要と認めたとき 	小規模地震や津波への警戒を行うため、関係機関との情報連絡に努める。
災害警戒本部体制	<ul style="list-style-type: none"> ●震度5弱以上の地震が発生した場合 ●震度5弱未満でも災害が発生し又は発生するおそれのある場合 ●その他町長が必要と認めたとき 	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て、災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。
災害対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> ●震度6弱以上の地震が発生した場合 ●震度6弱未満でも重大な災害が発生し、若しくはそのおそれのある場合 	災害対策本部を設置し、災害の規模、程度に応じ町の組織をあげて、各種災害応急対策を実施する。

第2節 情報伝達体制の確立

[総務対策部]

地震・津波災害の発生に際して、的確な災害応急対策を遂行するためには、各機関に情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため、町は、各防災関係機関と連携し、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

具体的な体制については、第2編第2章第2節「情報伝達体制の確立」に準ずる。

第3節 救助法の適用及び運用

[総務対策部, 保健環境対策部]

大規模な津波や地震が発生し、一定規模以上の被害が生じると救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続について示し、これに基づいて町は救助法を運用する。

具体的な内容については、第2編第2章第3節「救助法の適用及び運用」に準ずる。

第4節 広域応援体制

[総務対策部, 消防組合]

大規模な津波や地震が発生した場合、被害が拡大し、町、県や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、町においては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県又は市町村及び多種多様な団体との災害時における応援協定等の締結に努める。

また、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動の実施を可能とするために、平常時においても相互の情報交換、人材の交流等に努める。

町及び消防における相互応援協力については、第2編第2章第4節「広域応援体制」に準ずる。

第5節 自衛隊の災害派遣要請

[総務対策部]

大規模な津波や地震が発生した場合、被害が拡大し、町や県、各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣が、効率的かつ迅速に行われるよう、災害派遣と受入体制を整える。

具体的な要請方法、受入体制については、第2編第2章第5節「自衛隊の災害派遣要請」に準ずる。

第6節 技術者、技能者及び労働者の確保

[総務対策部、企画対策部、保健環境対策部、福祉環境対策部、建設対策部、消防・水防対策部]

震災時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。

このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者等の確保（公共職業安定所を通じての確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

以下、具体的な内容については、第2編第2章第6節「技術者、技能者及び労働者の確保」に準ずる。

第7節 ボランティアとの連携等

[企画対策部、保健環境対策部]

大規模な地震・津波の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合もある。

このため、町では、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。

具体的な内容については、第2編第2章第7節「ボランティアとの連携等」に準ずる。

初動期の応急対策

地震・津波災害の発生直後の混乱している状況にある災害初動期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助・救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援を含む。）や、火災・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

第8節 地震情報・津波警報・注意報等の収集・伝達

[総務対策部, 消防・水防対策部]

地震・津波発生直後の初動期における応急対策を進める上で、地震情報・津波警報・注意報等は基本的な情報である。このため、町及び関係機関は、あらかじめ定めた警報等の伝達系統により、迅速・確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。

第1 気象庁による津波警報・注意報、地震・津波に関する情報の発表

1 地震及び津波に関する情報の発表

(1) 緊急地震速報（警報）

気象庁は、最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上の揺れが予想された場合に、強い揺れ（震度5弱以上または長周期地震動階級3以上）が予想される地域及び震度4が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT経由による町の防災無線等を通して住民に伝達する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合は、特別警報（地震動特別警報）に位置づけられる。

鹿児島地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

なお、緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

(2) 地震情報

気象庁が発表する地震情報を以下の表に示す。

【地震情報の種類、発表基準、内容】

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分：鹿児島県は、薩摩、大隅、甕島、種子島、屋久島、十島村、奄美北部、奄美南部の8地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。

第2章 災害応急対策 <初動期の応急対策>
第8節 地震情報・津波警報・注意報等の収集・伝達

地震情報の種類	発表基準	内容
震源に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・震度3以上 (津波警報又は津波注意報を 発表した場合は発表しない) 	<p>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。</p> <p>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。</p>
震源・震度情報	<ul style="list-style-type: none"> ・震度1以上 ・津波警報,津波注意報または若干の海面変動が予想された場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合 	<p>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード),震度1以上を観測した地点と観測した深度を発表。加えて,震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した深度を発表。</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で,震度を入手していない地点がある場合は,その市町村・地点名を発表。</p>
長周期地震動に関する観測情報	<ul style="list-style-type: none"> ・震度1以上を観測した地震のうち,長周期地震動階級1以上を観測した場合 	<p>地域ごとの深度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか,個別の観測点毎に,長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。(地震発生から10分後程度で1回発表)</p>
遠地地震に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合(国外で発生した大規模噴火を近くした場合にも発表することがある。) 	<p>国外で発生した地震について,地震の発生時刻,発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を,地震発生から概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響についても記述して発表。</p>
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など 	<p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の深度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</p>
推計震度分布図	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱以上 	<p>観測した各地の深度データをもとに,250m四方ごとに推計した深度(深度4以上)を図情報として発表。</p>

(3) 大津波警報, 津波警報, 津波注意報

ア 大津波警報, 津波警報, 津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報, 津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、特別警報に位置づけられる。

津波警報等で発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模を数分内に求めることが困難であることから、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という定性的表現で発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。

【津波警報・注意報の種類と解説】

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ			津波警報等を見聞きした場合に取るべき行動
		予想される津波の高さ（最大波）区分	数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 大津波警報や津波警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	6m		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	海の中にいる人は、直ちに海から上がって、海岸から離れる。津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m	0.2m≤高さ≤1m	1m	（表記しない）	

第2章 災害応急対策 <初動期の応急対策>
第8節 地震情報・津波警報・注意報等の収集・伝達

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ			津波警報等を見聞きした場合に取るべき行動
		予想される津波の高さ（最大波）区分	数値での発表	巨大地震の場合の発表	
	以上, 1 m以下の場合であって, 津波による災害のおそれがある場合				

イ 津波警報等の留意事項等

- ・震源が陸地に近い場合, 津波警報等が津波の襲来に間に合わないことがある。強い揺れや弱くても長い揺れを感じたときは, すぐに避難を開始。
- ・津波警報等は, 最新の地震・津波データの解析結果に基づき, 内容を更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合, 津波警報等の解除を行う。このうち, 津波の観測状況等により, 津波がさらに高くなる可能性が小さいと判断した場合には, 津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に, 海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(4) 津波に関する情報

ア 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には, 津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

【津波情報の種類と発表内容】

	情報の種類	内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は, (津波警報・注意報の種類と解説) 参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ, 及び沖合の観測地から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区域単位で発表（※2）

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き, 及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

第2章 災害応急対策 <初動期の応急対策>
第8節 地震情報・津波警報・注意報等の収集・伝達

- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が100 kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

【最大波の観測地の発表内容】

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

【最大波の観測地及び推定値の発表内容】

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 3m	沖合での観測地、沿岸での推定値とも数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 3m	沖合での観測地を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 1m	沖合での観測地、沿岸での推定値とも数値で発表
	観測された津波の高さ < 1m	沖合での観測地を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測地、沿岸での推定値とも数値で発表

イ 津波情報の留意事項等

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

第2章 災害応急対策 <初動期の応急対策>
第8節 地震情報・津波警報・注意報等の収集・伝達

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
 - ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場合によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合がある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。
- (5) 津波予報
- 地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

【津波予報の発表基準と発表内容】

	情報の種類	内容
津 波 予 報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

第2章 災害応急対策 <初動期の応急対策>
第8節 地震情報・津波警報・注意報等の収集・伝達

【鹿児島県沿岸の属する津波予報区】

鹿児島県の沿岸は「鹿児島県東部」, 「鹿児島県西部」, 「種子島・屋久島地方」, 「奄美群島・トカラ列島」の4つに分けられる。

鹿児島県の津波予報区は以下の表のとおりである。

津波予報区	鹿児島県東部	鹿児島県西部	種子島・屋久島地方	奄美群島・トカラ列島
区域	鹿児島県 (佐多岬南橋以北の太平洋沿岸に限る。)	鹿児島県 (佐多岬南橋以北の太平洋沿岸, 西之表市, 奄美市, 熊毛郡, 大島郡, 鹿児島郡の三島村及び十島村を除く。)	鹿児島県(西之表市, 熊毛郡及び鹿児島郡三島村に限る。)	鹿児島県(奄美市, 大島郡及び鹿児島郡十島村に限る。)
鹿児島県沿岸市町村名	志布志市 大崎町 東串良町 肝付町 南大隅町	鹿児島市, 始良市, 霧島市, 垂水市, 鹿屋市, 南大隅町, 指宿市, 錦江町, 南九州市, 枕崎市, 南さつま市, 日置市, いちき串木野市, 阿久根市, 長嶋町, 出水市, 薩摩川内市	西之表市 中種子町 南種子町 三島村 屋久島町	奄美市 龍郷町 喜界町 大和村 宇検村 瀬戸内町 徳之島町 天城町 伊仙町 和伯町 知名町 与輪町 十島村

第2章 災害応急対策 <初動期の応急対策>
第8節 地震情報・津波警報・注意報等の収集・伝達

(6) 南海トラフ地震に関連する情報

南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて知らせる情報。当該情報の種類と発表条件は以下の表のとおり。

【南海トラフ地震に関する情報名及び情報発表条件】

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合。
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	南海トラフ沿いで観測された異常現象が、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、M7.0以上M8.0未満の地震や通常と異なるゆっくり滑りが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会における調査結果を発表する場合(ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く)

第2章 災害応急対策 <初動期の応急対策>
第8節 地震情報・津波警報・注意報等の収集・伝達

【気象庁震度階級関連解説表】

1. 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
2. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計がおかれている地点での観測地であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。
また、中高層建築物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
3. 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返すときの1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
4. この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
5. この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
6. この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない・めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用
が（も）いる	
多くなる	量的に表現できかねるが、会の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。会の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは震度○相当と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。


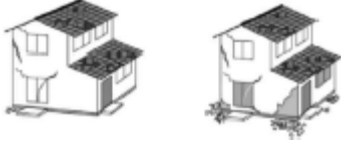






第2章 災害応急対策 <初動期の応急対策>
第8節 地震情報・津波警報・注意報等の収集・伝達

【人の体感・行動, 屋内の状況, 屋外の状況】

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。歩いている人の中には揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が目覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが揺れを感じる。眠っている人のほとんどが目覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

第2章 災害応急対策 <初動期の応急対策>
 第8節 地震情報・津波警報・注意報等の収集・伝達

【木造建物（住宅）の状況】

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。 
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。 
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。 	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。 
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。 	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。 
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。 	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。 

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

第2章 災害応急対策 <初動期の応急対策>
第8節 地震情報・津波警報・注意報等の収集・伝達

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

【鉄筋コンクリート造建物の状況】

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁, 梁(はり), 柱などの部材に, ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁, 梁(はり), 柱などの部材に, ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁, 梁(はり), 柱などの部材に, ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁, 梁(はり), 柱などの部材に, ひび割れ・亀裂が多くなる	壁, 梁(はり), 柱などの部材に, 斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ, 倒れるものがある。
7	壁, 梁(はり), 柱などの部材に, ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し, まれに傾くものがある。	壁, 梁(はり), 柱などの部材に, 斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ, 倒れるものが増える。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。

しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

【地盤・斜面等の状況】

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱 5強	亀裂や液状化が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し, 大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。

第2章 災害応急対策 <初動期の応急対策>
第8節 地震情報・津波警報・注意報等の収集・伝達

【ライフライン・インフラ等への影響】

ガス供給の停止	<p>安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。</p> <p>さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある。</p>
断水、停電の発生	<p>震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水・停電が発生することがある。</p>
鉄道の停止、高速道路の規制等	<p>震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道・高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制・通行規制が、各事業者の判断によって行われる。</p> <p>（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）</p>
電話等通信の障害	<p>地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。</p> <p>そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。</p>
エレベーターの停止	<p>地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。</p>

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

【大規模構造物への影響】

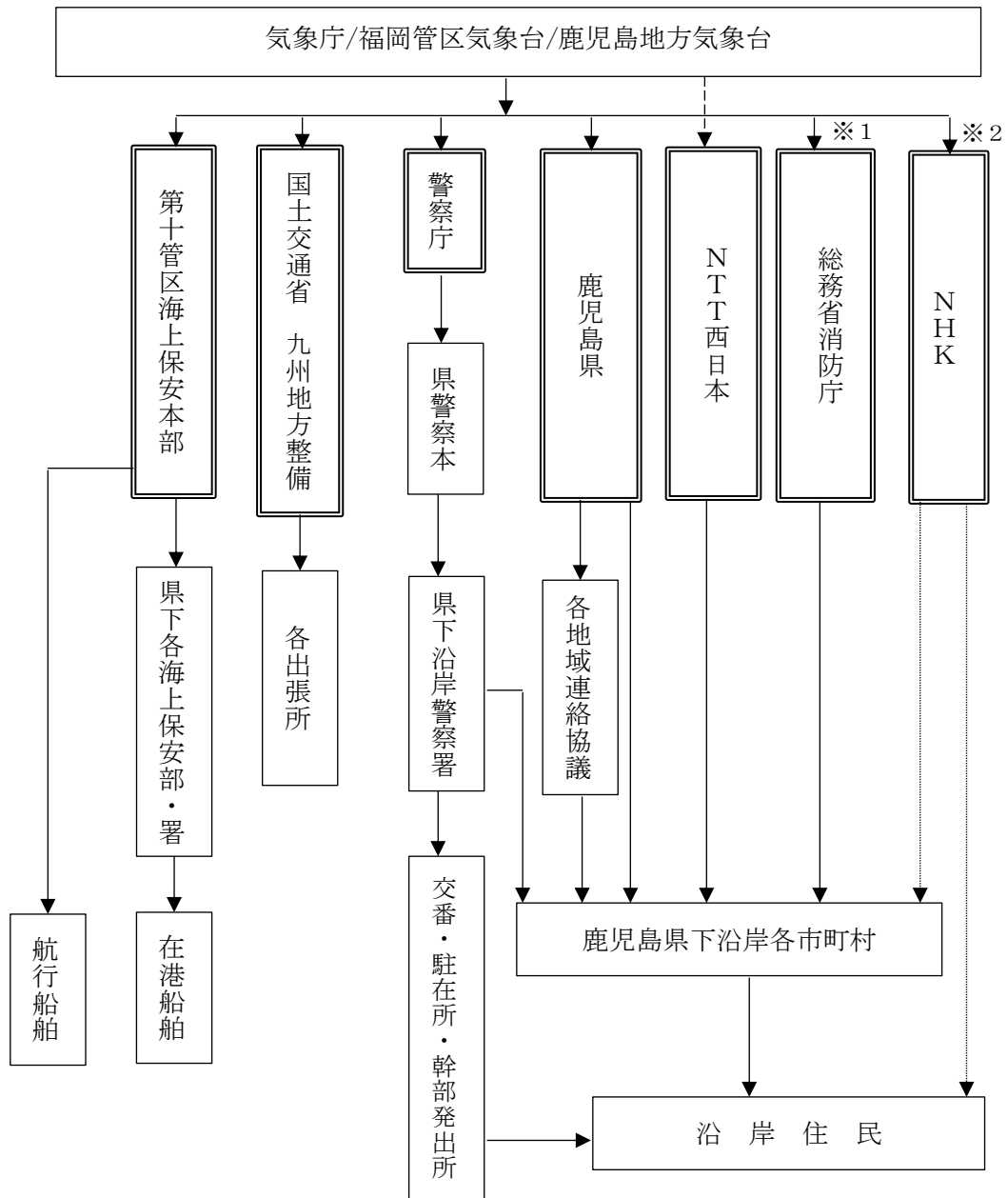
長周期地震動による超高層ビルの揺れ	<p>超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。</p>
石油タンクのスロッシング	<p>長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。</p>
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	<p>体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。</p>

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることもある。

第2 地震・津波情報等の受信・伝達

1 地震・津波等の伝達系統

(1) 津波警報等の伝達系統



1 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

2 特別警報が発表された場合、県においては市町村への通知が、市町村においては住民等への周知の措置が、それぞれ法律により義務付けされている。

3 ※1 気象資料伝達システム（オンライン）特別警報・警報のみ伝達

4 ※2 気象資料伝達システム（オンライン）

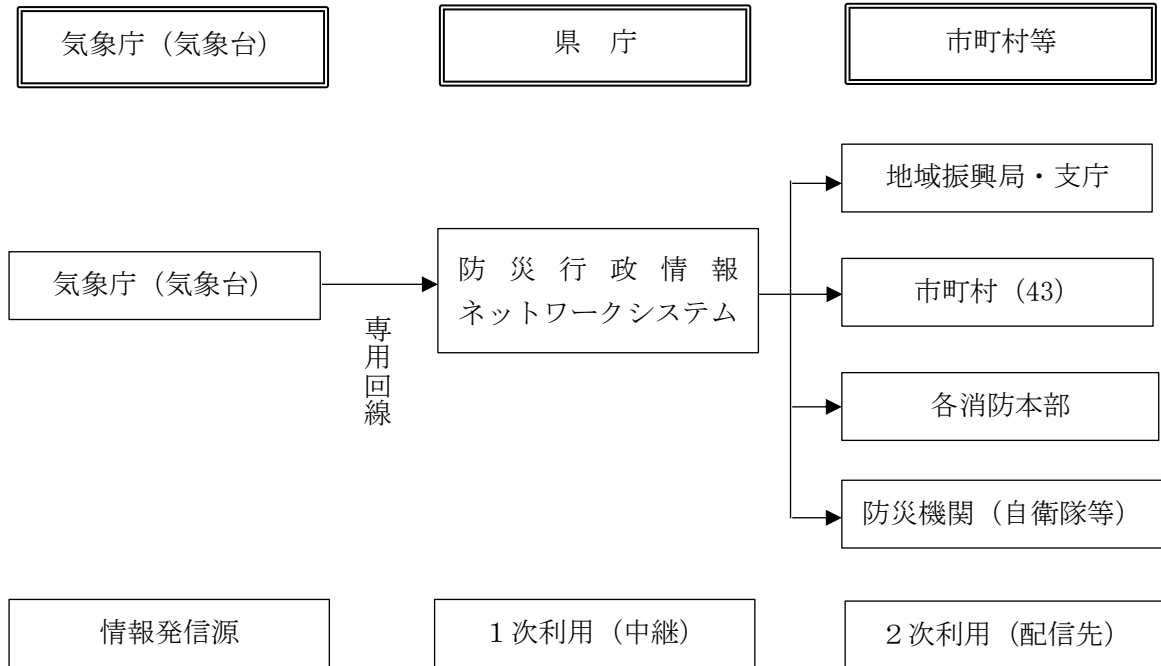
※なお、地震や津波に関する情報についても、同伝達系統による。

第2章 災害応急対策 <初動期の応急対策>
 第8節 地震情報・津波警報・注意報等の収集・伝達

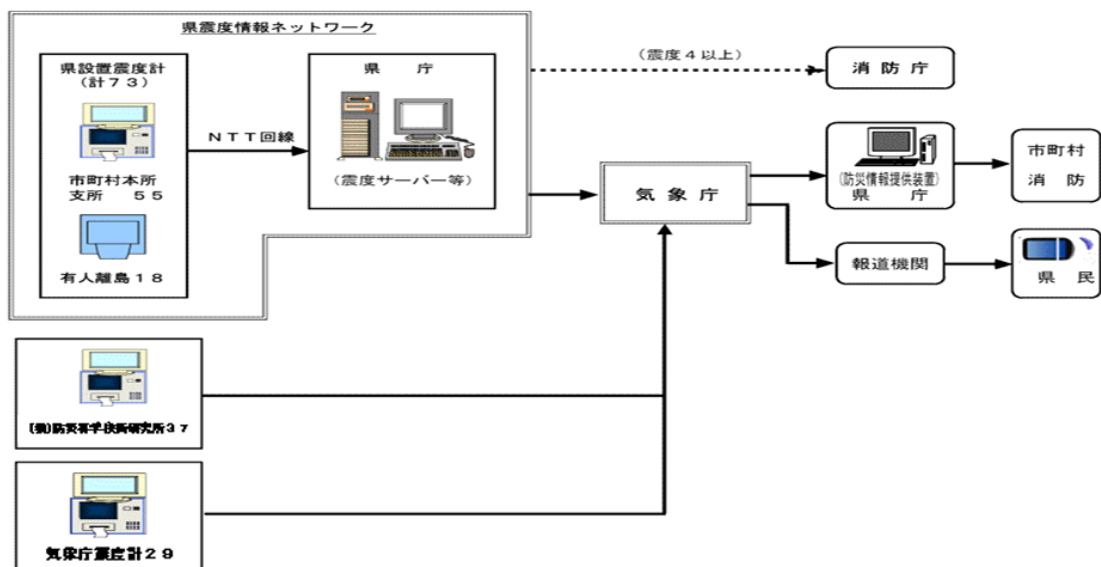
(2) 津波や地震に関する情報の伝達系統

津波や地震に関する情報の伝達系統は、気象情報自動伝達システムによる地震情報の伝達系統と、県内 73 箇所の震度情報を集約した震度情報ネットワークシステムによる地震情報の伝達系統による。

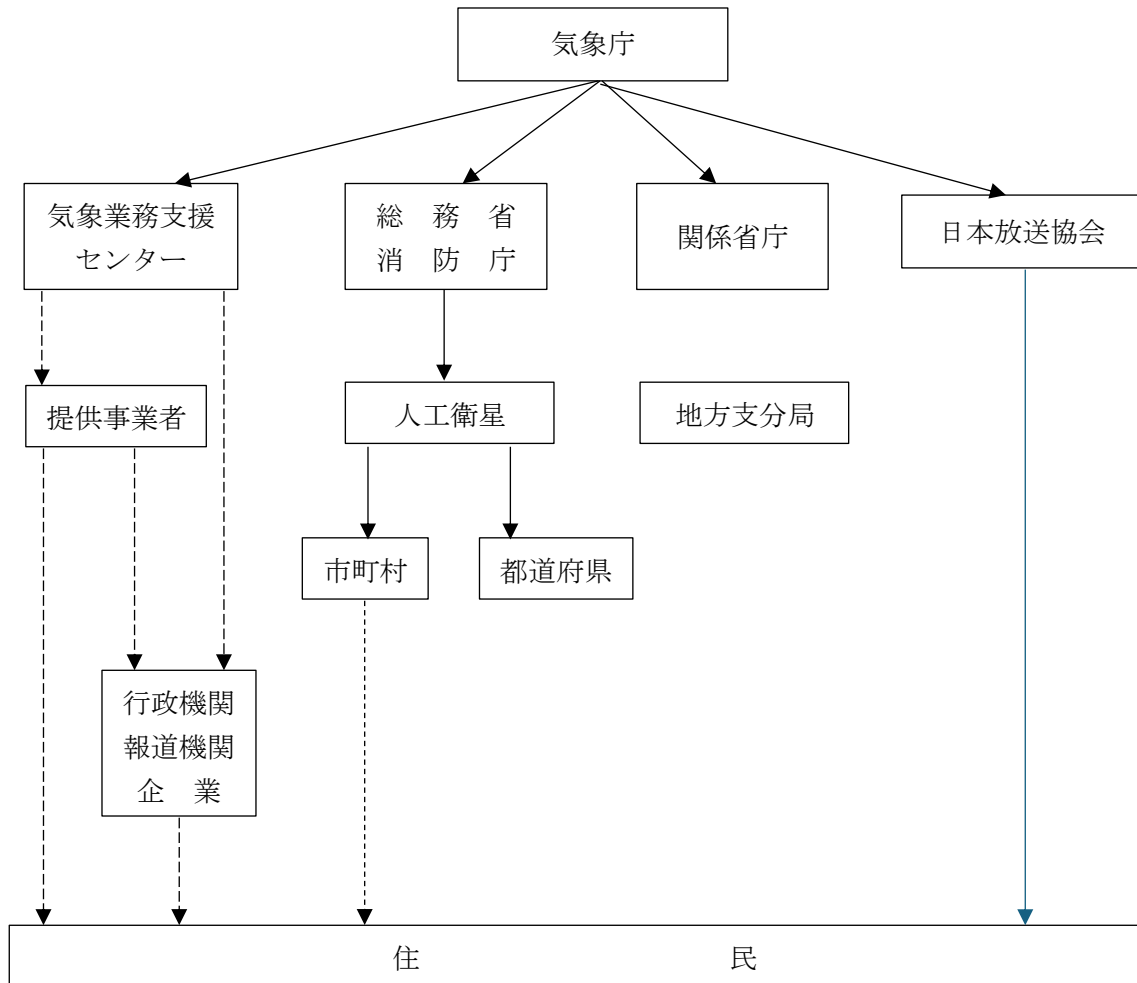
【気象情報自動伝達システムによる地震情報の伝達系統】



【震度情報ネットワークシステムによる地震情報の伝達系統】



【緊急地震速報の伝達系統】



2 地震・津波情報等の受信・伝達

(1) 気象情報自動伝達システムの活用

町は、県により津波や地震に関する各種情報が自動的に町・消防本部に防災情報ネットワークシステムで送信される気象情報自動伝達システムを活用し、災害発生時の警戒体制の確立に努める。

また、町は、気象情報自動伝達システムにより得られた気象情報を速やかに、主要な施設及び住民等（特に要配慮者）へ伝達する。

(2) 震度情報ネットワークシステムの活用

町は、県からシド情報等の情報を収集し、住民に対して情報提供を行う。

第3 津波等に対する自衛措置伝達

1 津波への警戒、避難の指示

近海で地震が発生した場合は、津波警報・注意報等発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。

このため、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、以下のように対応する。また、津波地震や遠地津波に対する対応にも留意する。

(1) 住民等の対応

津波浸水想定区域の住民、海浜の旅行者・海水浴客・就労者は、自らの判断で直ちに海浜から安全な場所に避難するとともに、可能な限りラジオ・テレビ放送を聴取する。

(2) 町の対応

町は、防災行政無線等を用いたり、漁業協同組合、宿泊施設、関係施設・団体等の協力を得て、海岸付近の住民や海浜にいる者等に直ちに海浜からの避難を指示する。

2 津波の監視警戒

地震を感じた場合には、町は、津波警報・注意報等を的確に把握するとともに、海岸地域及び河川沿岸をパトロールし、潮位、波高を監視警戒する。

特に、震度4以上と思われる地震を感じた場合及び弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、以下の対応をとる。

(1) 海面監視・警戒

気象官署からの津波警報・注意報等が届くまでの間、海面状態を監視警戒する等自衛措置を講ずる。この場合の海面監視は、監視者の安全を配慮しつつ実施する。なお、今後は安全性を確保するため計画的に潮位テレメータ監視装置の整備に努める。

(2) 津波報道の聴取

地震を感じてから1時間以上、責任者を定め、NHKの放送を聴取する。

第9節 災害情報・被害情報の収集・伝達

[全部]

地震・津波発生直後から被災状況を正確に把握するため、災害情報及び被害情報については、特に住民の生命に係わる情報に重点を置いて収集し、速やかに県・関係機関等に報告する必要がある。

このため、特に、住民の生命に係わる情報の収集に重点を置き、情報を迅速・確実に収集・伝達するとともに、収集した災害情報等を県や関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。

具体的な内容については、第2編第2章第9節「災害情報・被害情報の収集・伝達」を準用するが、被害概況の報告に関しては、以下の内容に従う。

第1 災害情報等の収集・伝達

1 災害情報の集約、活用、報告及び共有化

(1) 町における報告情報の集約

町災害本部において、報告された災害情報等を整理し、広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無を判断できるよう集約し、適宜、全職員に周知する。

(2) 町から国・県への報告

町は、震度4以上を把握した場合は県へ被害概況に関する報告をすることになっているが、報告は以下を目標に行う。

ア 第1報（参集途上の被害状況、庁舎周辺の被害状況）

- ① 勤務時間外（本部総務班員の登庁直後）
- ② 勤務時間内（地震・津波発生直後）

イ 人命危険情報の中間集約結果の報告

地震発生後30分以内。遅くとも1時間以内とする。

なお、震度5強以上を観測した場合は、町は県・消防庁に対して報告を行う。

この段階で町災害対策本部での意思決定（広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無）が得られていれば、県等へ報告する。

ウ 人命危険情報の集約結果（全体概要）の報告

地震・津波発生後1時間以内。遅くとも2時間以内とする。

県への報告は、災害情報等報告系統と同一の系統（第2編第2章第9節「災害情報・被害情報の収集・伝達」を参照）及び方法を用いる。

エ 町は、同時多発火災や救出要請等により、119番通報が殺到した場合に、その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。

2 災害情報等を収集するに当たっての留意事項

町、県及び防災関係機関は、人的被害、住家被害、避難、火災の発生・延焼の状況等、広域的な災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報について、他の情報に優先し収集・報告する。

第10節 広報

[総務対策部, 企画対策部, 消防・水防対策部, 保健環境対策部]

地震・津波災害に際して、津波・火災・二次災害等様々な災害に対する住民の防災活動を促進し、災害に有効に対処できるよう、必要情報を住民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、町、県及び防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、地震・津波時の適切な対策を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。

第1 町による広報

1 広報内容

地震・津波時には、以下に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

また、気象警報、津波警報等、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

(1) 沿岸部の住民への警戒呼びかけ（避難誘導）、避難に指示

町は、地震を感じたとき事前に定めた広報要領により、津波からの避難に関する広報を即座に実施する。広報の承認手続のために、時間を浪費しないよう特に留意する。

(2) 地震発生直後及び津波警報発表直後の広報

町は、各種広報媒体を活用して広報を実施する。地震発生直後の広報は、自主防災組織、住民等へ地震時の防災行動を喚起するため、以下の内容の広報を実施する。

ア 出火防止、初期消火の喚起・指示

イ 倒壊家屋等に生き埋めになっている人命の救出活動の喚起・指示

ウ 隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示

エ 転倒プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示

(3) 地震発生後、事態が落ち着いた段階での広報

町は、各種広報媒体を活用し、以下の内容の広報を実施する。

ア 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ

イ 地区別の避難所の状況

ウ 混乱防止の呼びかけ

不確実な情報にまどわされない、テレビ・ラジオ、行政機関のホームページ、鹿児島県防災Web、緊急速報（エリアメール等）、告知放送から情報入手するようなど。

エ 安否情報

安否情報については、「NTTの〈災害用伝言ダイヤル「171」〉や各携帯電話会社が大規模災害時に開設する災害用伝言板などを活用する」を活用するよう広報する。

オ 被災者救援活動方針・救援活動の内容

2 広報手段

広報は、町が保有する防災行政無線、サイレン吹鳴装置（無線）、インターネット（町ホームページ、フェイスブック等のソーシャルメディア、ポータルサイト、鹿児島県防災w

e b), 緊急速報(エリアメール等), 告知放送, 広報車, 町職員・消防団・自主防災組織等による口頭などの各伝達手段による。

また, 避難指示等の避難に関する情報等, 緊急性が高く住民への周知が必要な情報については, 第3「1 放送機関に対する災害情報の提供」に示す, 放送機関への情報の提供を行い, 住民への周知に努める。

第2 その他の関係機関による広報

第2編第2章第10節第3「その他の関係機関等への広報の要請」に準ずる。

第3 報道機関等に対する放送の発表・要請

1 放送機関に対する災害情報の提供

避難指示等の避難に関する情報等, 緊急性が高く住民への周知が必要な情報については, 町は, 原則として, 県総合防災システムを活用して県に報告し, 県は, 速やかに放送機関に情報提供を行う。(放送の即時性の活用)

また, 町は, 県への報告と併せて, 県の放送機関への情報提供を補完するため, 放送機関に直接情報提供をする。

2 放送機関に対する放送の要請

町は県に対して, 町が利用できる通信機能が麻痺した場合に災害対策基本法第57条の規定により放送機関に放送要請を行うよう求める。

3 報道機関に対する発表

町の広報担当者は, 災害の種別, 発生場所及び日時, 被害状況, 応急対策の状況等を取りまとめ, 適宜報道機関に公表する。

発表は以下の要領で実施する。

(1) 報道発表の要領

ア 発表の場所は, 原則として町長室とする。

イ 発表担当者は, 原則として町長とする。

ウ 事前に報道発表時間などの広報ルールを定めておく。また, 情報入手状況や防災活動の進捗状況により, 広報ルールどおりの広報ができないこともあらかじめ断っておく。これにより, 報道機関との混乱を最小限のものとする。

エ 要配慮者への報道手段, 内容について配慮するように要請する。

オ 警察, 消防その他の組織との情報交換を的確に行い, 広報内容の整合性を保つ。

(2) 報道機関への要請並びに発表する広報内容

ア 災害による被害を最小限にとどめるための行動指示等〔要請〕

イ 災害対策本部の設置の有無〔発表〕

ウ 津波襲来情報〔発表〕

エ 火災状況(発生箇所, 被害状況等)〔発表〕

オ 家屋損壊件数, 浸水状況(発生箇所, 被害状況等)〔発表〕

カ 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ〔要請〕

キ 周辺受入れ可能病院及びその診療科目, ベッド数〔要請〕

ク 避難状況等〔発表〕

ケ 被災地外の住民へのお願い〔要請〕

(例)

- ・被災地へは単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしないでほしい。
- ・安否情報については、NTTの災害用伝言ダイヤル「171」を活用してほしい。
- ・個人からの義援はできるだけ義援金でお願いしたい。
- ・まとまった義援物資を送ってくださる場合は、被災地での仕分け作業が円滑に実施できるよう、物資の種類、量、サイズ等を梱包の表に明記して送付してほしい。(梱包を解かなくて済む。)

コ ボランティア活動の呼びかけ〔要請〕

キ 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項〔要請〕

ク 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）〔発表〕

ケ 電気、電話、水道施設等公益事業施設状況（被害状況、復旧見通し等）〔発表〕

コ 河川、道路、橋りょう等土木施設状況（被害、復旧状況）〔発表、要請〕

第4 その他の関係機関等への広報の要請

ライフライン関係機関、その他の防災関係機関等への広報の要請については、第2編第2章第10節「広報」に準ずる。

第11節 消防活動

[消防・水防対策部, 消防組合]

地震・津波災害時は、市街地を中心に火災が予想されるため、町・消防組合を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、町は、「熊毛地区消防組合消防計画」に従い現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を推進する。また、住民は、地震発生直後の出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。

以下、具体的な消防活動については、熊毛地区消防組合消防計画による。

第12節 危険物の保安対策

津波や津波をもたらす地震等により、都市地域を中心に危険物災害等が予想されるため、市町村・消防本部を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、危険物の保安対策を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、危険物の保安対策を推進する。

第1 町・県・事業所等による対策

1 町の対策

消防機関は、被災地域に危険物や高圧ガス等の施設があり、津波を伴う地震災害に伴う特殊火災や漏洩・爆発等のおそれがある場合、直ちに、町が策定した消防計画等に基づき、統制ある危険物対策を行う。

危険物対策に際しては、消防・緊急無線通信網を運用するほか、防災相互無線等の各種通信手段を効果的に運用し、他の消防機関の部隊や危険物等にかかる関係機関や事業所の管理者、自衛消防組織等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

町は、危険物・高圧ガス等の災害の発生に際して、被害の拡大防止を効果的に実施できるよう、事前に整備されている各種設備・施設等を活用するほか、関係住民や事業所の管理者等に対する災害状況の実態に関する情報の伝達に努め、避難の指示を行う必要が生じた場合、その適切な広報に努める。

2 事業所等の対策

事業所の管理者等は、津波をもたらす地震発生直後の出火防止、初期消火及び延焼拡大防止活動に努めるとともに、危険物・高圧ガス等の漏洩・流出等の防止活動に努める。万一、災害が発生したときは、直ちに、県及び市町村に通報するとともに、その被害の局所化を図り、必要に応じ、関係住民への情報伝達及び避難対策に万全の措置を講じる。

第2 広域応援や関係機関等への要請による危険物・高圧ガス対策

大規模な危険物災害や高圧ガス爆発・漏洩・流出等の災害が発生し、所轄する市町村等の能力では災害の防御や被害の拡大防止が困難な場合、県は、他の市町村や関係機関に対し応援を要請する。（緊急消防援助隊の出動要請は、第2編第2章第4節「広域応援体制」参照）

第13節 河川災害・土砂災害等の応急対策

[総務対策部, 建設対策部, 農林水産対策部, 消防・水防対策部]

地震・津波災害時は, 災害状況によっては, 護岸破損や斜面崩壊等により, 水防活動や土砂災害等の応急対策を行う事態が予想される。

このため, 町は, 消防団等を出動させ, 必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し, 河川災害・土砂災害応急対策を実施する。

第1 地震時の河川災害の防止対策

1 地震時の水防体制の確立

町は, 水害防止施設の応急復旧措置を図るための水防体制を「鹿児島県水防計画書」等に定めた方法に準じて確立し, 地震時の河川等施設にかかる被害の拡大防止措置を行う。

2 地震による河川施設の被害状況等の把握

町は, 河川管理者等と協力し, 河川施設や溜池堤防等の施設の被害状況等の把握に努める。

ため池については, 地震時の初動体制により, 町等のため池管理者が点検を行い被害状況等の把握に努める。

また, 地震災害時に発表される各種水防情報に留意し, 二次災害につながるおそれのある施設の状況を的確に把握しておき, 被害の拡大防止に役立てる。

3 地震時の河川等施設被害の拡大防止対策（応急復旧措置）

(1) 地震時の護岸の損壊等による浸水防止

地震動に伴い損壊・亀裂が入るなど, 河川護岸の被害が生じた場合は, その被害の実態に応じて, 土のう積み等の浸水防止措置を講じ, 二次災害を防止する。

(2) ため池堤防の決壊等による出水防止措置

地震動に伴い, ため池堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は, 被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

(3) 河川施設の早期復旧

そのまま, 放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については, 関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ, 被害の拡大防止を図る。

第2 地震時の土砂災害の防止対策

1 危険箇所周辺の警戒監視・通報

町は, 地震時に急傾斜地崩壊危険箇所, 山地崩壊危険箇所等における斜面崩壊や土石流危険渓流等における土石流等により土砂災害が発生した地域がある場合, その被害実態の早期把握に努める。

また, 地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合, それらの地域の警戒監視体制を強化し, 土砂災害防止対策の早期実施に努める。

2 地震時の斜面崩壊等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

(1) 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、引き続き崖崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、町は県と協力し、応急的な崩壊防止措置を講ずる。また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、災害関連緊急砂防等事業等において緊急に砂防関係施設の整備を行う。

(2) 警戒避難体制の確立

町は、土砂災害の危険が解消されない場合、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、住民に適切な避難措置を実施できるようにする。

(3) 専門家の派遣による支援

町は必要に応じ県と協力し、警戒・監視活動を行い、斜面災害危険判定の専門家の派遣等を関係機関に要請する。

(4) 土砂災害防止法に基づく緊急調査及び土砂災害緊急情報

町は、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）の通知を受けた場合は、適切に避難指示等の発令を行う。

第14節 避難の指示等, 誘導

[総務対策部, 企画対策部, 保健環境対策部, 教育対策部]

第1 要避難状況の早期把握・判断

1 要避難状況の把握活動の早期実施

第2編第2章第13節第1「1 要避難状況の把握活動の早期実施」に準ずる。

2 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は, 発生した津波の状況により大きく異なるため, 町, その他の被災地域の情報収集を踏まえ, 避難対策の要否を判断する。

県が想定している地震の中には, 地震発生後数分以内に沿岸部に第一波が到達する地域も予想されるため, 避難が緊急になされる必要がある。

したがって, 地震とともに即時に沿岸地域の住民自身による避難活動が開始されることを前提に, 町・消防本部等は, 避難指示の伝達及び注意喚起広報を即座に実施し, 住民の避難活動を補完する。

第2 避難の指示の実施

地震, 津波の発生に際して, 危険があると認められる場合, 関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は, 関係する地域の居住者, 滞在者その他の者に対し, 時期を失しないよう避難指示等の措置をとる必要が生じる。

このため, 特に, 町長は, 避難措置実施の第1次責任者として警察官, 海上保安官, 知事及び自衛官等の協力を求め, 適切な避難措置を講ずる。

- 1 町長は, 基本法第56条及び60条に基づき, 災害時における住民の避難指示等避難措置を実施するものとし, 町長に事故あるときは副町長がその職務を代理する。また, 災害救助法が適用され知事が権限を委任したとき又は緊急を要し, 知事の実施を待つことができないときの避難所の開設及び避難者の収容を行う。

なお, 町内小, 中学校における児童生徒の集団避難は, 町長等の避難処置によるほか, 教育長の指示により学校長が実施する。

- 2 町長の避難指示権等は以下のとおりである。

- (1) 避難指示 全災害に 町長 (基本法第60条)
- (2) 緊急安全確保 全災害に 町長 (基本法第60条)
- (3) 避難所開設及び収容 知事又は町長

具体的な避難活動については, 第2編第2章第13節「避難の指示, 誘導」に準ずる。

【津波災害時の避難指示の発令基準】

種類	予報・警報	対象地域	津波災害の避難指示の発令基準
避難指示	津波注意報	沿岸部	津波予報区「種子島屋久島地方」に大津波警報, 津波警報, 津波注意報が発表されたとき
	津波警報	津波浸水想定区域	
	大津波警報 (特別警報)	津波浸水想定区域	

※ 津波については, 情報収集や総合的な判断に時間を費やすことが避難指示等の発令の遅れにつながる危険があるため, 強い地震 (震度4程度以上) 又は長時間のゆっくりと

第2章 災害応急対策 <初動期の応急対策>

第14節 避難の指示等, 誘導

した揺れを感じて避難の必要を認める 場合若しくは津波警報を覚知した場合, 速やかに的確な避難指示を行い, 安全かつ効率的な避難誘導を行う。

- ※ 対象地域は津波浸水想定区域範囲による。
- ※ どのような津波であれ, 危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから, 「高齢者等避難」は発令せず, 基本的には「避難指示」のみを発令する。

第15節 救助・救急

[総務対策部, 保健環境対策部, 消防・水防対策部, 消防組合]

地震・津波災害時には、建物の倒壊や地震火災及び津波水害等による多数の要救出現場や要救出者、重傷者等が発生するものと予想される。

このため、各関係機関は、迅速かつ的確な救急・救助活動を実施する。

具体的な救急・救助活動については、第2編第2章第14節「救助・救急」に準ずる。

第16節 交通確保・規制

[建設対策部]

地震・津波災害時には、道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

交通規制の実施、緊急通行車両の確認等については、第2編第2章第15節第「交通確保・規制」に準ずる。

第17節 緊急輸送

[総務対策部, 建設対策部]

地震・津波災害時には、避難並びに救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

具体的な緊急輸送活動内容については、第2編第2章第16節「緊急輸送」に準ずる。

第18節 緊急医療

[保健環境対策部]

地震・津波災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため、救護班により緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。

具体的な緊急医療活動の内容については、第2編第2章第17節「緊急医療」に準ずる。

第19節 要配慮者への緊急支援

[企画対策部, 保健環境対策部]

地震・津波災害時には、高齢者や妊産婦、乳幼児、障がい者等の要配慮者は、迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、「要配慮者避難支援プラン」を作成し、要配慮者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。

具体的な活動内容については、第2編第2章第18節「要配慮者への緊急支援」に準ずる。

事態安定期の応急対策

地震・津波災害の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、あるいはごみ処理等の対策を効果的に実施する。

また、大規模な地震・津波災害においては、長期化が想定される避難生活を短縮するため、広域応援協定の締結や応急仮設住宅の円滑な提供などに努める必要がある。

第20節 避難所の運営

[総務対策部, 保健環境対策部, 教育対策部]

地震・津波災害時には、ライフラインの途絶や住居の倒壊及び焼失等により多数の避難者の発生が予想される。

このため、避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに、適切な管理運営を実施する。

具体的な運営内容等については、第2編第2章第19節「避難所の運営」に準ずる。

第21節 食料の供給

[総務対策部]

地震・津波災害時には、住居の倒壊や焼失及びライフラインの途絶等により、食料の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため、迅速に食料を調達し、被災者に供給する。

また、関係機関は、備蓄する食料の供給に関し、相互に協力するよう努める。

具体的な活動内容等は、第2編第2章第20節「食料の供給」に準ずる。

第22節 応急給水

[建設対策部]

地震・津波災害時には、ライフラインが被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。

また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した応急給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

具体的な活動内容等については、第2編第2章第21節「応急給水」に準ずる。

第23節 生活必需品の給与

[総務対策部, 保健環境対策部]

地震・津波災害時には、住居の倒壊や焼失及び津波等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。

このため、被災地の実情を考慮するとともに要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮した上で、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与する。

具体的な活動内容等については、第2編第2章第22節「生活必需品の給与」に準ずる。

第24節 医療

[保健環境対策部]

地震・津波災害時の初期の医療活動については、第2編第2章第17節「緊急医療」に基づく救命活動を必要な期間実施する。事態が安定してきた段階で、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能まひが長期化した場合に、町をはじめとする防災関係機関は、被災地住民の医療の確保に万全を期す必要がある。

このため、避難生活が長期化した被災者については、健康状況の把握やメンタルヘルスクア等を行う。具体的な活動内容等については、第2編第2章第23節「医療」に準ずる。

第25節 感染症予防, 食品衛生, 生活衛生対策

[保健環境対策部, 建設対策部]

地震・津波災害時には、多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に、多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

このため、避難生活が長期化した被災者については、健康状況の把握やメンタルヘルスクア等を行う。具体的な活動内容等については、第2編第2章第24節「感染症予防, 食品衛生, 生活衛生対策」に準ずる。

第26節 動物保護対策

[保健環境対策部]

被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。

具体的な活動内容等については、第2編第2章第25節「動物保護対策」に準ずる。

第27節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

[保健環境対策部, 建設対策部]

地震・津波災害時には、大量のごみの発生が予想される。また、ライフラインの被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。

具体的な活動内容等については、第2編第2章第26節「し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策」に準ずる。

第28節 行方不明者の搜索, 遺体の処理等

[総務対策部, 保健環境対策部, 消防・水防対策部, 消防組合]

地震・津波災害時の混乱期には、行方不明者が多数発生することが予想され、搜索、收容等を早急に実施する必要がある。

このため、迅速かつ的確な搜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。

具体的な活動内容等については、第2編第2章第27節「行方不明者の搜索, 遺体の処理等」に準ずる。

第29節 住宅の供給確保

[保健環境対策部, 建設対策部]

地震・津波災害時には、住居の全壊、全焼又は津波による流失等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を收容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。

このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

なお、大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害から、住民の安全を確保するため、応急危険度判定を実施する。

住宅の確保・修理については、第2編第2章第28節「住宅の供給確保」に準ずる。

第30節 文教対策

[教区対策部]

地震・津波災害時には、多数の児童生徒が被災し、学校施設等も多大な被害を受けることが予想される。

また、学校施設等は、被災者の避難所として利用される所が多く、一部では長期化することも予想され、その調整も必要である。

このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。

具体的な活動内容等については、第2編第2章第29節「文教対策」に準ずる。

第31節 義援金・義援物資等の取扱い

[総務対策部]

地震・津波災害時には、県内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに、義援金については、できる限り迅速な配分に努め、また、義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。

具体的な活動内容等については、第2編第2章第30節「義援金・義援物資等の取扱い」に準ずる。

第32節 農林水産業災害の応急対策

[農林水産対策部]

地震・津波災害対策時には、農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。

このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達及び配分等の対策を実施する。

具体的な活動内容等については、第2編第2章第31節「農林水産業災害の応急対策」に準ずる。

社会基盤の応急対策

電力、ガス、水道、通信などのライフライン関係施設や道路、河川等公共施設及び空港、船舶等の交通施設等は、地震による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。このため、速やかな社会基盤の応急対策を講ずる。

第33節 電力施設の応急対策

[総務対策部]

地震・津波災害時には、建物の倒壊、地震火災、液状化、津波等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の災害応急活動に多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため、電力施設の防護、復旧を図り、早急に被災者等に電力を供給する。

具体的な対応内容については、第2編第2章第32節「電力施設の応急対策」に準ずる。

第34節 ガス施設の応急対策

[総務対策部]

地震・津波災害時に、ガス施設にあつては、地震動や液状化等によりガス管等の被害が多数発生し、供給停止による住民生活への支障が予想される。また、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、早急に施設の復旧を行い被災地に対しガスを供給するとともに、ガス災害から住民を保護する。

具体的な対応内容等については、第2編第2章第33節「ガス施設の応急対策」に準ずる。

第35節 上水道施設の応急対策

[建設対策部]

地震・津波災害時には、地震動や液状化等により水道施設の被害が多数発生し、供給停止による住民生活への支障はもちろん、特に初動期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため、迅速に、かつ、重要度、優先度を考慮した水道施設の防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

具体的な対応内容等については、第2編第2章第34節「上水道施設の応急対策」に準ずる。

第36節 電気通信施設の応急対策

[総務対策部]

地震・津波災害時には、建物の倒壊、地震火災、津波等により電柱の倒壊、電話線の破線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。

このため、迅速に、かつ、重要度、優先度を考慮して電気通信施設の防護、復旧を図り、早急に通信を確保する。

具体的な対応内容等については、第2編第2章第35節「電気通信施設の応急対策」に準ずる。

第37節 道路・河川等の公共施設の応急対策

[建設対策部, 農林水産対策部]

地震・津波災害時には、道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。

これらの施設は、緊急輸送の実施等初動期の応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

具体的な対策については、第2編第2章第36節「道路・河川等公共施設の応急対策」に準ずる。

第38節 空港施設の応急対策

地震・津波災害時には、空港施設への被害が予想され、施設利用者等の安全確保と交通・緊急輸送の確保に支障が生じる。

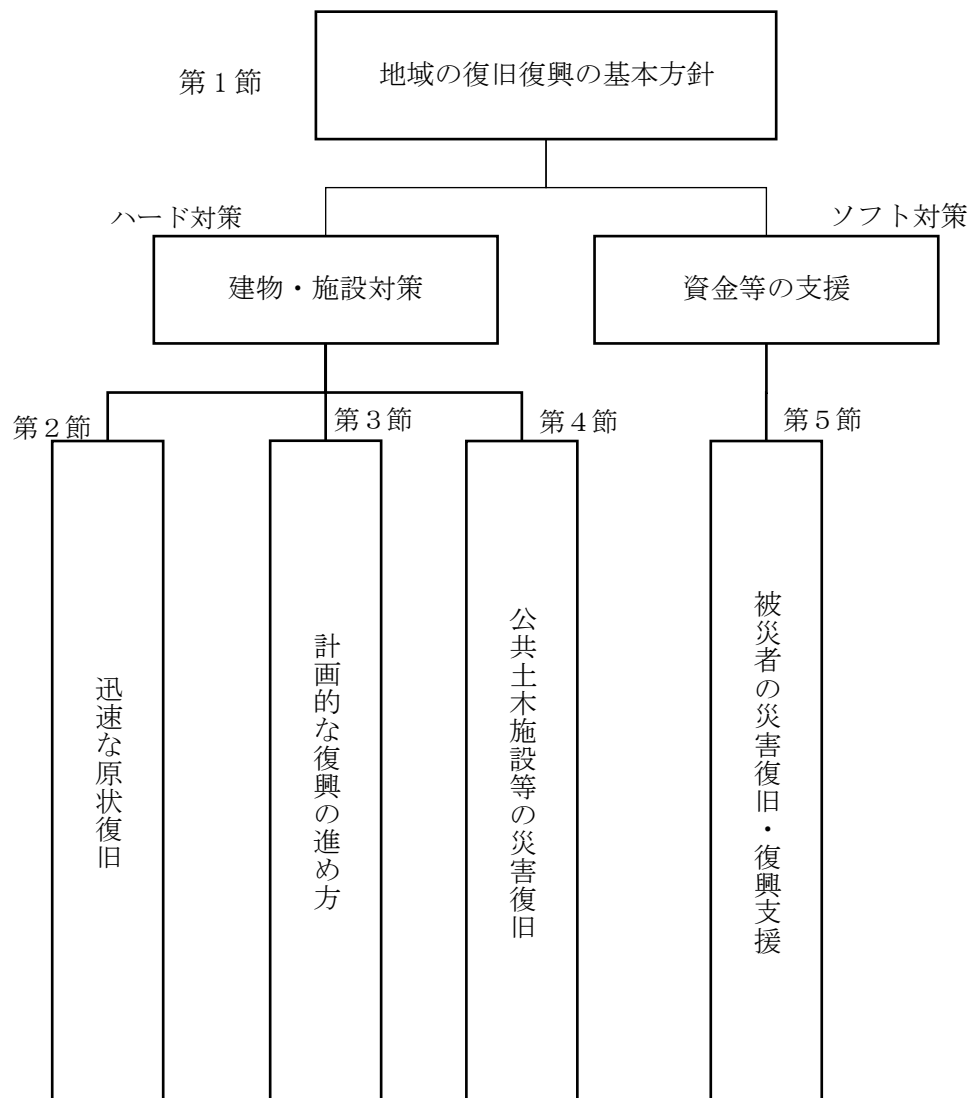
このため、施設利用者等の安全確保及び空港施設の防護、復旧に努める。

具体的な対策については、第2編第3章第2節「空港災害対策」に準ずる。

第3章 災害復旧・復興

地震・津波災害による被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

【災害復旧・復興のフロー・チャート】



地域の復旧・復興の基本的方針の決定

町は、被災の状況、被災周辺地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は津波災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

第1節 被害が比較的軽い場合の基本的方向

地震・津波に伴う被害が比較的少なく、局地的である場合は、迅速な原状復旧を原則とし、復旧が一段落したのち、従来どおり、中・長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを計画的に推進する。

第2節 被害が甚大な場合の基本的方向

大規模な地震・津波により、甚大な被害が発生した場合は、迅速な原状復旧を目指すことが困難になる。その場合、災害に強い地域づくり等、中長期的課題の解決を図る復興を目指す。被災地の復旧・復興は、町が主体となって、住民の意向を尊重しつつ共同して計画的に行う。ただし、被災地である市町村等がその応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから適切な役割分担のもとに、財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を要請するとともに、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

迅速な現状復旧の進め方

第3節 復旧にあたっての基本方針

ライフライン施設等、公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止とともに、被害を最小限に食い止めるために必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力早期復旧に努める。

第4節 復旧事業の推進

第1 公共土木施設

公共土木施設災害の復旧事業の推進については、以下により実施する。

- 1 災害の程度及び緊急の度合等に応じて、国への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。
- 2 査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。
- 3 緊急査定の場合は、派遣された現地指導官と十分な協議をし、その指示に基づき周到な計画を立てる。また、本査定の場合は、査定前日に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。
- 4 復旧災害に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみに捉われず、周囲の関連を十分考慮に入れて、極力改良復旧できるよう提案する。
- 5 査定終了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、現年度内に完了するよう施行の促進を図る。
- 6 査定対象外とされた箇所で、なお、今後危惧されるものについては、その重要度により県単防災として行う等の計画を行う。
- 7 大災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておく。
- 8 災害の増加防止、交通の安全確保等のため、災害復旧実施責任者に仮工事や応急工事を適切に指導する。
- 9 大災害発生を想定して、査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。
- 10 県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介助の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第2 ライフライン施設等

ライフライン施設災害の復旧事業の推進については、基本的には公共土木施設災害の復旧事業の推進に準ずるが、以下の点に特に留意する。

- 1 ライフライン施設災害の復旧にあたっては、ライフライン関係事業者は、町や県を經由して、可能な範囲で復旧事業の執行に関わる作業許可手続きの簡素化を図るよう国等へ要請する。
- 2 ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。
- 3 災害廃棄物の処理
復旧・復興を効果的に行うため、町は、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画に考慮した災害廃棄物の処理を行うものとし、災害廃棄物処理実行計画を適宜見直す。県では、広域的な調整の必要がある場合、全体計画の策定や関係市町村による合同検討会を主催することにより、円滑な処理を促進する。

第5節 事業計画の種別

以下に掲げる事業計画については、基本方針の基礎として、被害の都度検討作成する。

- ① 公共土木施設復旧事業計画
 - ・ 河川公共土木施設復旧事業計画
 - ・ 砂防設備災害復旧事業計画
 - ・ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - ・ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- ② 農林水産施設災害復旧事業計画
- ③ 都市災害復旧事業計画
- ④ 上下水道災害復旧事業計画
- ⑤ 住宅災害復旧事業計画
- ⑥ 住宅福祉施設災害復旧事業計画
- ⑦ 公共医療施設, 病院等災害復旧事業計画
- ⑧ 学校教育施設, 病院等災害復旧事業計画
- ⑨ 社会教育施設災害復旧事業計画
- ⑩ その他の災害復旧事業計画

計画的復興の進め方

第6節 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを早急に実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

町は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国・県との連携、広域調整）を行う。

第7節 計画策定にあたっての理念

計画策定にあたっての理念をまとめると、以下のとおりである。

- 1 再度の災害の防止と、より快適な空間・都市環境を目指す。
- 2 住民の安全と環境保全等に配慮した、防災まちづくりを実施する。
- 3 住民を主体として地域のあるべき姿を明確にし、将来を見すえた機能的でかつ、ゆとりとやすらぎのある生活環境を創出する。

第8節 防災まちづくり

防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画の策定や、できるだけ短時間で避難が可能となるよう避難場所等、避難路・避難階段等の避難関連施設を都市計画と連携して計画的に整備すること等を基本的な目標とする。この際、河川等のオープンスペースの確保等については、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るよう努める。

公共土木施設等の災害復旧

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、住民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠であるため、公共土木施設等の災害復旧に係る対策を講ずる。

第9節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

[全課]

災害復旧・復興対策は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行うなど将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標とするが、多数の機関が関係し、高度かつ複雑な大規模事業となるため、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めなければならない。

具体的な対策については、第2編第4章第1節「公共土木施設等の災害復旧事業等の推進」に準ずる。

第10節 激甚災害の指定

[全課]

町長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

具体的な対策については、第2編第4章第2節「激甚災害の指定」に準ずる。

被災者の災害復旧・復興支援

[総務対策部, 保健環境対策部, 建設対策部, 消防・水防対策部]

被災した住民が, その痛手から速やかに再起し生活の安定を早期に回復できるように, 生活相談, 弔慰金等の支給, 税の減免, 各種融資措置などの被災者の支援に係る対策を講ずる。

具体的な対策については, 第2編第4章第3節「被災者の生活確保」, 第2編第4章第4節「被災者への融資措置」に準ずる。

第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

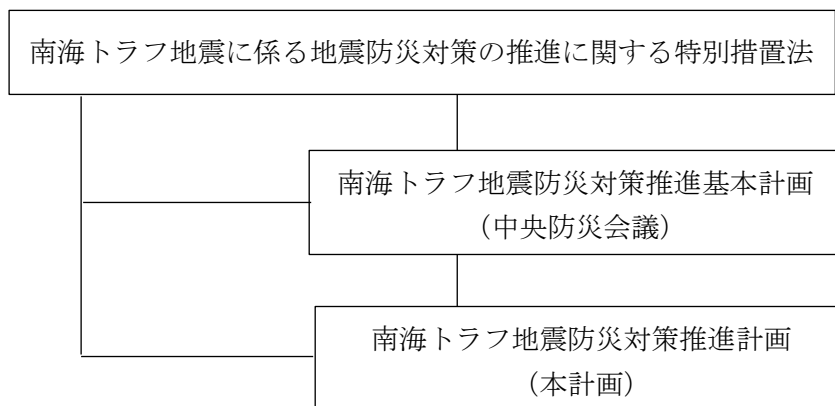
第1 推進計画の目的

この計画は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特措法（平成14年法律第92号。）」第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 推進計画の位置づけ

この計画は、特措法第4条に基づき中央防災会議が作成した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画第5章南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項」を踏まえ、推進計画に明示すべき事項の網羅を図ったものである。

●推進計画の位置づけ



第3 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波対策特別強化地域

1 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

本町は、特措法第3条第1項の規定に基づき、平成26年3月31日に「南海トラフ地震防災対策推進地域」の指定を受けている。推進地域の指定基準は、以下のとおりとなっている。

- ア 震度6弱以上の地震
- イ 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- ウ 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮

2 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定

本町は、特措法第10条第1項の規定に基づき、平成26年3月31日に「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定を受けている。特別強化地域の指定基準は、以下のとおりとなっている。

- ア 津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域
- イ 特別強化地域の候補市町村に挟まれた沿岸市町村
- ウ 同一府県内の津波避難対策の一体性の確保

※浸水深、浸水面積等の地域の実情を踏まえ、津波避難の困難性を考慮

第4 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震・津波防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は第1編第2節「防災関係機関の業務大綱」に定めるところによる。

第5 南海トラフ地震の想定

1 想定地震及び津波の概要

第1編第1章第6節第3「地震・津波災害の想定」に準ずる。

2 被害の想定

第1編第1章第6節第4「被害の想定」に準ずる。

3 時間差発生の想定

南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震、安政南海地震は約32時間の間隔を置いて地震が発生し、1944年の東南海地震、1946年の南海地震は約2年間の間隔を置いて地震が発生している。

このため、町及び県は、南海トラフ沿いにおいて、地震が時間差発生する可能性があることを踏まえ、時間差を置いた複数の地震発生への対応を検討する必要がある。

第2節 南海トラフ地震発生時の活動体制の確立

第1 活動体制の確立

町は、南海トラフ地震が発生した場合、第3編第2章第1節「応急活動体制の確立」の定めるところにより、直ちに体制を確立し、災害応急対策を実施する。

第2 情報伝達体制の確立

南海トラフ発生時は、第2編第2章第2節「情報伝達体制の確立」の定めるところにより、直ちに情報伝達体制を確立し、被災状況等の収集に着手するとともに、その実態を的確に把握・評価し、応急対策に反映する。

第3節 関係者との連携協力の確保

第1 資機材, 人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

- (1) 町は, 地震・津波発生後に行う災害応急対策に必要な物資及び資機材(以下「物資等」という。)を確保できるよう, 努める。
- (2) 町は, 県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震・津波発生後の被災者の救護のため必要な物資等の供給を要請することができる。

2 人員の配置

町は, 人員の配置状況を県に報告するとともに, 人員に不足が生じる場合は, 県等に応援を要請する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は, 地震が発生した場合に, 町防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため, あらかじめ必要な資機材の点検, 整備等の準備及び配備を行うとともに, 人員配置等の準備を行う。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は, 機関ごとに別に定める。

第2 他機関に対する応援要請

- 1 町が, 災害応急対策の実施のため必要な協力を得るため, 関係機関等と締結している応援協定等は, 第2編第2章第4節「広域応援体制」及び「資料編2 広域応援・自衛隊の災害派遣に関する資料」に定めるところによる。
- 2 町は必要があるときは, 1に掲げる応援協定等に従い, 応援を要請する。
- 3 自衛隊への災害派遣の要請については, 第2編第2章第5節「自衛隊の災害派遣要請」に定めるところによる。
- 4 町は, 災害が発生し, 他市町村, 県及びその他関係機関等に応援の要請を行う場合は, 活動拠点の確保等それらの受入れ体制の整備に努める。

第3 帰宅困難者への対応

- 1 町は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか, 民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。
- 2 町の中心部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は, 帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進める。

第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1 津波からの防護

- 1 河川、海岸、港湾及び漁港等の施設管理者は、地震が発生し津波のおそれのある場合は直ちに、水門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。
- 2 町又は河川、海岸、港湾及び漁港等の施設管理者は、津波による被害を防止・軽減するための定期的な施設の点検を実施する。
 - (1) 堤防、水門等の点検・計画的な整備
河川、海岸、港湾及び漁港等の施設管理者は、津波による被害を防止・軽減するため大きな津波が来襲するおそれのある地域において、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸とした、堤防、防潮堤、水門等の施設の計画的な整備を推進するものとする。また、既存の施設については耐震点検を実施し、計画的な補強・整備に努める。
 - (2) 水門等の自動化・遠隔操作の推進
河川、海岸、港湾及び漁港等の管理者は、地震発生時の自動化・遠隔操作化に努める。
 - (3) 水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制
町は、水門や陸閘等の開閉体制、開閉手順及び平常時の管理方法等の確立並びに定期的な開閉点検及び開閉訓練等の実施に努める。この場合において、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮する。
また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検等の措置を講じておく。
 - (4) 津波により孤立が懸念される地域におけるヘリポート又はヘリコプター臨時発着場の確保
町は、津波等により孤立が懸念される地域について、ヘリコプターが着陸可能なスペースの確保に努める。
 - (5) 防災行政無線の整備等の方針及び計画
町は、住民に対して気象及び防災に関する情報を迅速に伝達するために、防災行政無線等の維持・更新に努める。

第2 津波に関する情報の伝達等

1 避難の指示等の伝達、広報体制の整備

町は、津波に関する避難指示等が出された際、沿岸住民や旅行者、海水浴客等に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、HP、ソーシャルメディア等の広報手段を事前に整備しておくとともに、防災行政無線や広報車等の広報手段の運用要領や、広報文案等を整備しておくなどの事前準備を講じておく。

2 津波災害に対応した避難体制の整備

町は、津波の襲来が想定される区域について、地震、津波時の避難指示の伝達と沿岸住民の自主的な避難が可能な即応体制を整備しておく。

また、避難に際して津波到達時間内に避難できるよう、指定避難場所等の位置や標高、安全性等を調査し適宜見直しを行う。

第3 避難指示等の発令基準

住民に対する避難指示等の発令基準は、原則として第2編第2章第13節「避難の指示等、誘導」に定めるところによる。

- 1 町は、町以外が管理する施設を避難所として開設する際は、その施設管理者と協力して行う。
- 2 町は、介護を必要とする者が避難する施設において、その救護のために当該施設の管理者と連携し必要な措置を行う。
- 3 町は、地域住民等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発を各関係機関と連携しながら取り組む。

第4 避難対策等

1 地震発生時において、津波による避難の指示の対象となる地域は、下表のとおりとする。

【事前避難対象地域】

地区名	地域名
増田地区	大塩屋, 向井町, 中之町
星原地区	牧川, 浜津脇
油久地区	女洲
南界地区	熊野, 新町, 塩屋
岩岡地区	屋久津, 梶潟

【高齢者等事前避難対象地域】

地区名	地域名
増田地区	中之町
星原地区	牧川, 浜津脇
油久地区	女洲
岩岡地区	屋久津, 梶潟

【住民事前避難対象地域】

地区名	地域名
増田地区	大塩屋, 向井町
南界地区	熊野, 新町, 塩屋
その他沿岸部全域	

※海拔 10m以下の区域が含まれる地域及び町の最大津波浸水想定区域（南海トラフ地震の津波浸水想定CASE11）が含まれる地域が避難指示の対象地域となる。

※大津波警報時に想定を超える巨大津波の可能性が発表された場合には、住民は海拔 20m以上の高台に率先避難を行う。

- 2 町は、第1に掲げる地域の住民に対し、あらかじめ以下の事項について十分周知を図る。
 - (1) 地域の範囲
 - (2) 想定される危険の範囲
 - (3) 避難場所（屋内、屋外の種別）
 - (4) 避難場所に至る経路
 - (5) 避難指示の伝達方法
 - (6) 避難場所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
 - (7) その他（率先避難、防火、防犯、持出品、服装、車使用の禁止等）
- 3 避難施設は町防災計画（資料編）4-1「指定緊急避難所・指定避難場所及び福祉避難所」に定める。
- 4 町は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組む。

また、町は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行う。
- 5 町は、避難所を開設した場合における応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備する事項を定める。
- 6 町は、避難所を開設した場合、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておく。
- 7 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び町災害対策本部等の指示に従い、住民等の避難誘導等のため必要な措置をとる。
- 8 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、以下の点に留意する。
 - (1) 町は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有する。
 - (2) 津波発生のおそれにより、町長より避難指示が行われたときは、(1)に掲げるものの避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、町は自主防災組織を通じて、介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。
 - (3) 地震が発生した場合、町は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。
- 9 外国人や旅行者等に対する避難誘導等については、支援を行う者の避難に要する時間や安全性を確保しつつ、適正に対応する。

第5 消防機関等の活動

- 1 消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。
 - (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
 - (2) 津波からの避難誘導
 - (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
 - (4) 津波到達予想時間等を考慮した避難ルートの確立
- 2 町は、地震が発生した場合に実施する消防及び水防活動が、迅速かつ円滑に行われるよう、県に対して以下のような措置をとることを要請する。

- (1) 報道機関の協力による津波からの迅速かつ円滑な避難等についての広報
 - (2) 緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整並びに消防及び水防活動に必要な消火薬剤や水防資機材等について、県が保有する物資等の提供及び流通在庫の把握
- 3 関係機関等は、水防資機材の点検、整備及び配備を行うとともに、地震が発生した場合は、次のような措置を講じるものとする。
- (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の関係機関への連絡通知
 - (2) 水門及び防潮扉を操作するための準備並びに人員の配置

第6 水道、電気、ガス、通信及び放送関係

1 上水道

町は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施する。

その他、地震発生時における対策は第2編第2章第34節「上水道施設の応急対策」によるものとする。

2 電気

電力事業者は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を講じる。

その他、地震発生時における対策は第2編第2章第32節「電力施設の応急対策」に準ずる。

3 ガス

ガス事業者は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施する。

その他、地震発生時における対策は第2編第2章第33節「ガス施設の応急対策」に準ずる。

4 電気通信施設

電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するための必要な通信を確保するために、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等を実施する。

その他、地震発生時における対策は第2編第2章第35節「電気通信施設の応急対策」に準ずる。

5 放送

指定公共機関の日本放送協会鹿児島放送局及び株式会社南日本放送、鹿児島テレビ株式会社、株式会社鹿児島放送、株式会社鹿児島讀賣テレビが行う措置は、各放送局が定める防災に関する計画による。

第7 交通対策

1 道路

町は県警察及び県と連携し、津波襲来のおそれのあるところでの交通規制・避難経路についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知する。

2 海上及び航空

- (1) 町は種子島海上保安署及び県と連携し、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に関する具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施する。
- (2) 港湾管理者は、船舶の交通に支障を及ぼすおそれのある施設を管理する民間事業者に対し、維持管理の状況について報告を求め、必要に応じて立入検査等を行う。
- (3) 港湾管理者は、津波襲来のおそれがある場合、港湾利用者を避難させるなど、必要な安全確保対策を講じるものとする。
- (4) 空港管理者は、津波襲来のおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うなど、必要な安全確保対策を講じるものとする。

3 乗客等の避難誘導

船舶等の旅客運送事業者や、空港等のターミナルの施設管理者は、乗客やターミナルに滞在する者等の避難に必要な緊急連絡体制の整備等に努める。

第8 町が自ら管理棟を行う施設等に関する施策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、福祉施設及び学校等の管理上の措置は、概ね以下のとおりである。

- (1) 各施設に共通する事項
 - ア 入場者等への津波警報等の伝達
 - イ 入場者等の避難誘導等の措置
 - ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒及び落下防止措置
 - エ 出火防止措置
 - オ 水、食糧等の備蓄
 - カ 消防用設備の点検及び整備
 - キ 非常用発電装置の整備
 - ク 防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータ等情報を入手するための機器の整備
- (2) 個別事項
 - ア 病院等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
 - イ 学校等
 - ① 町の定める津波避難対象地域にある学校等については、避難の安全に関する措置
 - ② 避難に援護を要する児童・生徒の援護の措置
 - ウ 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置
なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、以下に掲げる措置をとる。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- (2) 町は、指定避難所又は応急救護所（以下「避難所等」という。）の開設に当たって必要な資機材の搬入又は配備が困難な場合は、県へ協力を要請する。
- (3) 町は、避難所等に固有施設を活用する場合は県へ協力を要請する。

3 工事中の建築物等に対する措置

町は、工事中の建築物その他の工作物については、災害発生時点で原則として工事を中断する。

第9 迅速な救助

1 消防機関による被災者の救助・救急活動の実施体制

町は、町の消防調査や等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努める。

なお、具体的な整備計画は、消防機関等が別に定める。

2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

町は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとし、具体的な方策は消防機関等が別に定める。

3 実働部隊の救助活動における連携の推進

町は、自衛隊・海上保安庁・警察及び消防機関等の迅速な救助のため、被災地への経路の及び港湾・空港等の活動拠点の確保を含む救助活動について、県をはじめ関係機関の連携を図る。

4 消防団の充実

町は、消防団について、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実に努める。

第5節 時間差発生時における円滑な避難の確保等

第1 基本的方針

1 防災対応の基本的な考え方

平成31年3月に内閣府が策定した「南界トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」（令和元年5月一部改訂）において、南海トラフ地震の時間差発生等に備えた防災対応の基本的な考え方が示されている。

- (1) 地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活・企業活動への影響のバランスを考慮しつつ、「より安全な防災行動を選択」という考え方が重要である。
- (2) 日常生活等への影響を減らし、より安全性を高めるためには、平時から突発地震に備えた事前対策を進めることが重要である。

そのため、本章に定める防災対応の実行にあたっては、明らかに被災するリスクが高い事項について回避する防災対応を行うとともに、社会全体としては後発地震（異常な現象が発生した後に発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震をいう。以下同じ。）に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持することを基本とする。

なお、町は被災するリスクが高い地域や施設については、津波から安全に避難できるような施設の整備や地域づくり、施設の耐震化などの事前対策を実施することが重要であり、これらの事前対策を推進することが、後発地震への備えのみならず、突発地震に対する安全性の確保に繋がるということに留意し、本計画に基づき、引き続き平時から防災対策の推進に努める。

2 異常現象の発生に応じた情報の発表と対応

南海トラフ沿いで異常な現象が発生した場合や、それらの異常な現象が発生した後に、大規模地震の発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価された場合等には、気象庁から表【気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報の種類と発表条件】のとおり南海トラフ地震臨時情報が発表される。

町は、これらの気象庁が発表する情報の内容に応じて、後発地震の発生等に備え、あらかじめ定めた対応を実施する。

【気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報の種類と発表条件】

地区名	地域名
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合。
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	南海トラフ沿いで観測された異常現象が、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合又は調査を継続している場合

第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画
第5節 時間差発生時における円滑な避難の確保等

南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生したと評価した場合
-----------------------	---

※ 気象庁は、地震の規模の誤差等を考慮し、南海トラフ沿いの想定震源域内又はその周辺において速報的に解釈されたマグニチュード6.8以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合に、南海トラフ臨時情報（調査中）を発表し、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始することとしている。

3 時間差発生等に備えた防災対応の基本的方針

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が対象とする後発地震への対応

ア 国の後発地震に対して警戒する措置をとるべき旨の指示

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される場合、国（緊急災害対策本部）から、後発地震に対して警戒する措置をとるべき旨の指示がなされる。

町は、当該国からの指示が発せられた場合、あらかじめ定めた対応を適切に実施する。

イ 後発地震に対して警戒する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、町は、あらかじめ定めた期間、後発地震に対して警戒する措置（以下「巨大地震警戒対応」という。）をとる。

ウ 巨大地震警戒対応の警戒

巨大地震警戒対応の内容は概ね以下のとおりとする。

- ① 後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における住民等の避難
- ② 住民等への日頃からの地震の備え（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）の再確認の呼びかけ
- ③ 情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検
- ④ その他必要な措置

エ 避難の対象地域の設定

特別強化地域に指定されており、ウの①に定める住民等の避難について検討し、その対象地域を以下のとおり設定する。

① 事前避難対象地域

国からの警戒する措置をとるべき旨の指示が発せられた場合において、住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域

【事前避難対象地域】

地区名	地域名
増田地区	大塩屋, 向井町, 中之町
星原地区	牧川, 浜津脇
油久地区	女洲
南界地区	熊野, 新町, 塩屋
岩岡地区	屋久津, 梶潟
その他沿岸部全域	

第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画
第5節 時間差発生時における円滑な避難の確保等

② 住民事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、すべての住民等が後発地震の発生備え避難を継続すべき地域

【住民事前避難対象地域】

地区名	地域名
増田地区	大塩屋, 向井町
南界地区	熊野, 新町, 塩屋
その他沿岸部全域	

③ 高齢者等事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、要配慮者等に限り後発地震の発生に備え避難を継続すべき地域

【高齢者等事前避難対象地域】

地区名	地域名
増田地区	中之町
星原地区	牧川, 浜津脇
油久地区	女洲
岩岡地区	屋久津, 梶潟

オ 避難指示等の発令

町は、国からの警戒する措置をとるべき旨の指示が発せられた場合、大津波警報又は津波警報が発表されている場合にあつては、当該警報等が津波注意報に切り替わった後、発表されていない場合は、直ちに、概ね以下のとおり避難指示等を発令し、住民等に対し避難の誘導を行う。

なお、その場合、住民等に対しては知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民等に対しては、町が避難所の確保を行う。

- ① 住民事前避難対象地域については避難指示
- ② 高齢者等事前避難対象地域については高齢者等避難

カ 期間経過後の措置

巨大地震警戒対応をとる期間が経過した後は、巨大地震警戒対応は原則解除するものとし、町及び県は、その後さらに、あらかじめ定めた期間、後発地震に対して注意する措置（以下「巨大地震注意対応」という。）をとるものとする。巨大地震注意対応をとる期間が経過した後は、巨大地震注意対応は原則解除する。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が対象とする後発地震への対応

ア 後発地震に対して注意する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、町は、あらかじめ定めた期間、巨大地震注意対応をとる。

イ 巨大地震注意対応の内容

巨大地震注意対応の内容は概ね以下のとおりとする。

- ① 住民等への日頃からの地震の備え（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）の再確認の呼びかけ

② 情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

③ その他必要な措置

ウ 期間経過後の必要な措置

巨大地震注意対応をとる期間が経過した後は、巨大地震注意対応は原則解除する。

(3) 住民等への周知等

町は、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合、次の内容を正確かつ迅速に、関係機関及び住民等に伝達する。

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容

イ 国からの警戒する措置をとるべき旨の指示、住民等に対する周知及び呼びかけの内容

第2 平時における対策

1 南海トラフ地震臨時情報の収集・伝達系統

町は、気象庁から発表される南海トラフ地震臨時情報を確実に受信し、その内容を把握し、住民や関係機関等に伝達する体制を整備する。

2 南海トラフ地震臨時情報等の周知

町は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合に、住民等が同情報の内容に合わせ、適切かつ冷静な対応をとることができるよう、平時から住民等に対し、同情報の内容や同情報が発表された場合にとるべき防災対策等を周知する。

3 事前避難対象地域等の周知

町は、平時から率先避難対象地域、事前避難対象地域等をホームページや広報誌等により周知する。

また、当該地域内の住民等に対し、平時から避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を確認しておき、国からの警戒する措置をとるべき旨の指示が発せられた場合に備え、万全を期するよう努める旨を周知する。

第3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

1 情報連絡体制の設置

気象庁から発表される情報の収集や、関係機関等への情報の伝達、連絡調整のための総務課職員による情報連絡体制を設置する。

なお、南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表することとなった地震等により、すでに災害警戒本部又は災害対策本部が設置されている場合は当該体制による。

2 広報等

(1) 内容及び手段

町は、防災情報システム、ホームページ、ソーシャルメディア、鹿児島県防災Webなどの多様な手段により、住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（調査中）の内容を周知する。

(2) 留意事項

広報にあたっては、先に発生した南海トラフ地震により、津波警報等が発表され、住民等の避難等が実施されている場合があることに留意する。

第4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応（巨大地震警戒対応）

1 災害対策本部等の設置

(1) 災害対策本部若しくは災害警戒本部の設置

町は、後発地震に備えた災害応急対策を実施するため、状況により判断し災害対策本部若しくは災害警戒本部を設置する。

(2) 災害警戒本部の設置

本町に津波注意報が発表された場合、若しくは津波注意報が発表されていない場合にあつては、町は状況により判断し、災害警戒本部を設置する。

(3) 職員の配備基準

職員の配備は第2編第2章第2節第1「4 町の動員配置体制」に準じて実施する。

2 災害応急対策の実施状況等の情報収集・伝達

(1) 国からの警戒する措置をとるべき旨の指示の伝達

町は、国からの指示が発せられた場合、防災情報システム等の手段により、速やかに関係機関等に対し、国からの指示を伝達する。

(2) 災害応急対策の実施状況等の情報収集

町は、以下のとおり災害応急対策の実施状況等の情報収集を行う。

ア 各対策部の災害応急対策の実施状況等の報告

各対策部は、自らが実施した災害応急対策の実施状況については、本部長に報告するとともに、その情報を総務対策部に共有する。

イ 関係機関等の災害応急対策の実施状況等の情報収集

各対策部は、自らの所管事項に係る関係機関が実施した災害応急対策の実施状況等について情報収集し、本部長に報告するとともに、その情報を総務対策部に共有する。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表時における住民等の避難については、災害救助法の適用判断になることから、各対策部は、住民等の避難に関する情報を覚知した場合、確実に、本部総務班に共有する。

(3) 被害情報等収集・伝達

先に発生した南海トラフ地震により、すでに発生している被害情報の収集・伝達については第2編第2章第9節「災害情報・被害情報の収集・伝達」に準ずる。

3 広報等

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の広報

町は、防災情報システム、ホームページ、ソーシャルメディア、鹿児島県防災Webなどの多様な手段により、住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容を周知し、冷静な対応を呼びかけるとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行うよう呼びかけを行う。

併せて、住民等に対して、今後の町や関係機関等が発表する情報に注意するよう呼びかけを行う。

周知にあたっては、臨時情報発表時にとるべき防災対応について、臨時情報が発表されていない平時との違いを認識した図等を用いるなど、直感的で分かりやすい説明となるよう努めるとともに、臨時情報発表時の偽・誤情報や買いだめ・買い急ぎに対する注意喚起も合わせて実施するよう努める。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の状況の変化等については、逐次広報の内容を更新する。

(2) 災害応急対策の実施状況等に係る広報

町は、防災情報システム、町ホームページ、ソーシャルメディア、鹿児島県防災Webなどの多様な手段により、交通、ライフライン、生活関連など、町や関係機関が実施した災害応急対策等で住民等に密接に関係のある事項について周知する。

(3) 町が関係する施設の利用者等に対する広報等

住民等が利用する庁舎、社会教育施設、社会福祉施設、観光施設、図書館、病院、学校等の施設管理者は、あらかじめ定めた計画に基づき、当該施設の放送設備等により、当該施設の利用者等に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された旨を周知するとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行う等とるべき行動を伝達する。

なお、巨大地震警戒対応の期間中は、定期的に当該情報の内容等を周知・伝達するものとし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の状況の変化等に応じた周知等を行う。

(4) 留意事項

広報にあたっては、先に発生した南海トラフ地震により、被害が発生し、住民等の避難や救助活動等が実施されている場合があることに留意する。

4 巨大地震警戒対応の期間等

(1) 巨大地震警戒対応の期間

町の実施する巨大地震警戒対応の期間は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表対象となる地震）の発生から1週間とする。

(2) 巨大地震警戒対応の期間経過後の対応

(1)の巨大地震警戒対応の経過期間後、町は、さらに1週間、巨大地震注意対応をとるものとし、その内容は第5に定めるものと同様とする。

5 避難対策等

町の避難の実施における措置

(1) 事前避難対象地域について、当該地域に対する避難等に係る措置を適切に実施する。

- (2) 避難所を開設する際に必要な状況把握に努め連絡調整を実施し、避難所の運営を行う。なお、この場合避難行動要支援者や外国人、出張者及び旅行者等の避難支援について適切に対応する。
- (3) 避難者に対する食糧、飲料水、生活必需品の供給、避難者の健康状態の把握やメンタルケア、感染症対策、食品衛生、生活衛生対策、動物保護対策等の必要な措置をとる。

6 関係機関等の取るべき措置

(1) 消防機関等及び自主防災組織

出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の実施等に関して、以下の事項を重点として、必要な措置をとる。

ア 熊毛地区消防組合消防本部（中種子分遣所）

- ① 消防本部機能の一部移転と維持
- ② 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- ③ 事前避難対象地域等における住民等の避難誘導、避難路の確保

イ 中種子町消防団

- ① 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- ② 事前避難対象地域等における住民等の避難誘導、避難路の確保

ウ 自主防災組織

- ① 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- ② 事前避難対象地域等における住民等の避難誘導、避難路の確保
- ③ 災害避難所等の管理・運営

(2) 種子島警察署（中種子交番）

犯罪及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の実施等に関して、以下の事項を重点として、必要な措置をとる。

ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ 不法事案等の予防及び取締り

ウ 地域防犯団体、警備事業者等の行う、民間防犯活動に対する指導

エ 事前避難対象地域等の防犯パトロール（津波警報等未発表時）

オ 避難所等の訪問・見回り

(3) 上水道、電気、ガス、通信、放送関係

ア 上水道

飲料水の供給は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、飲料水の供給を確実に継続することが不可欠である。

このため、町は、同情報を把握し、状況の把握に努めた上で必要な体制を確保する。

イ 電気

電気の供給は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、電気の供給を確実に継続することが不可欠である。

このため、電力事業者は、同情報を把握し、状況の把握に努めた上で、電気の供給を継続するものとし、そのために必要な体制を確保するものとする。

ウ ガス

- ① ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び状況の把握に努めた上で、ガスの供給を継続するものとし、ガスを供給するために必要な体制を確保するものとする。
- ② ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要に応じて緊急に供給を停止する等の措置をとるものとし、そのための実施体制を定めるものとする。

エ 通信

- ① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信を確保することが不可欠である。このため、電気通信事業者は、同情報及び状況の把握に努めた上で、通信を維持するものとし、そのために必要な体制を確保するものとする。
- ② 電気通信事業者は、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等に努める。

オ 放送

- ① 放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために不可欠である。

このため、放送事業者は、同情報等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接に連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

- ② 放送事業者は、各計画主体と協力して、推進地域内の住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通、ライフライン、生活関連、火災防止等に関する情報及び後発地震に備えた被害軽減のための取組等、住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。なお、情報の提供に当たっては、聴覚障がい者等に配慮し、テレビにおける字幕放送等の活用に努めるものとする。

なお、情報の提供に当たっては、聴覚障がい者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努める。

(4) 金融

計画主体である金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合及び後発地震の発生に備えた金融業務の円滑な遂行を確保するため、要員の配置計画等事前の準備措置をとるものとする。

(5) 交通対策

ア 道路

- ① 町は、住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報について、平時からホームページ、広報誌等により情報を提供する。
- ② 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、住民事前避難対象地域内における車両の走行は極力自粛するよう、ホームページ等により周知する。

イ 海上

- ① 種子島海上保安署及び港湾管理者は、津波に対する安全性に留意するとともに、海上輸送略の確保についても考慮し、在湾船舶の避難対策等を実施する。
- ② 港湾管理者は、津波に対する安全性に留意し、津波による危険が予想される地域に係る港湾対策を実施する。

ウ 航空

空港管理者は、津波に対する安全性に留意し、推進地域内の飛行場における対策を実施する。

また、運航者に対し、必要な航空情報の提供等を行う。

7 町自ら管理等を行う施設等に関する施策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理等する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、観光施設、図書館、病院、学校等の施設管理者は、あらかじめ定めた計画に基づき応急対策を実施する。

なお、計画を定めるにあたっては、以下の事項を考慮する。

ア 各施設に共通する事項

① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の利用者等への伝達

<留意事項>

a 利用者等が極めて多数の場合は、利用者等が必要な防災行動を取り得るような適切な伝達方法を検討すること。

b 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう検討すること。

② 後発地震が発生した場合における利用者等の安全確保のための退避等の措置

③ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

④ 出火防止のための措置

⑤ 水、食料等の備蓄

⑥ 消防用設備の点検、整備

⑦ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、ラジオ、テレビ、コンピューター等の情報取得手段の整備

⑧ 各施設における緊急点検、巡視

イ 個別事項

① 災害対策本部等が設置され、災害応急対策の実施拠点となる庁舎等にあつては、その機能を果たすために必要な措置

② 社会福祉施設にあつては、以下の事項

a 入所者等に対する保護の方法

b 事前避難対象地域については、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

③ 病院等にあつては、利用者の保護等について、施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置

④ 学校等

a 児童生徒等に対する保護の方法

b 事前避難対象地域については、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等の措置

(2) 道路、河川その他の公共施設

ア 道路

町は、あらかじめ定めた計画に基づき道路管理上必要な措置をとる。

なお、計画を定めるにあたっては、橋りょう及び法面等のうち、危険度が特に高いと予想されるものに特に留意する。

イ 河川, 海岸, 港湾施設及び漁港施設

町は, あらかじめ定めた計画に基づき津水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えた措置をとる。

なお, 計画を定めるにあたり, 内水排除施設等については, 施設の管理上必要な操作及び非常用発電装置の準備, 点検その他所要の措置について計画を定める。

(3) 工事中の建築物等に対する措置

町は, 工事中の建築物その他の工作物又は施設について, 当該地域における想定震度及び津波による浸水等を考慮し, 工事中の中止等の措置をとる。

なお, 津波による浸水のおそれがある地域において, やむを得ない事由により工事を継続する場合には, 津波からの避難に要する時間を勘案するなど, 作業員の安全を確保する。

8 滞在旅客等に対する措置

(1) 町が実施する対策

町は, 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため, 避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じる。

(2) 町以外の機関が実施する対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護を実施すべき機関においては, 「6 関係機関等のとるべき措置」等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導, 保護及び食料等の斡旋並びに町が実施する活動との連携等の措置をとる。

第5 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応（巨大地震注意対応）

1 災害警戒本部等の設置

- (1) 町は, 後発地震に備えた災害応急対策を実施するため, 状況により判断し災害警戒本部若しくは情報連絡体制を設置する。
- (2) 町は, 津波注意報等が発表されていない場合, 状況により判断し情報連絡体制を設置するものとする。
- (3) 大津波警報・津波警報等が発表された場合の町の体制については, 第2編第2章第1節第1項1目「(2) 町の動員配備体制」に準じて設置する。
- (4) 職員の配備は第2編第2章第1節第1「4 町の動員配備体制」に準じて実施する。

2 被害情報等の収集・伝達

先に発生した南海トラフ地震により, すでに発生している被害情報の収集・伝達については, 第2編第2章第9節「災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めるところによる。

3 広報等

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の広報

町は, 防災情報システム, ソーシャルメディア, 町ホームページ, MBCデータ放送などの多様な手段により, 住民等に対して南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内

容を周知し、冷静な対応を呼びかけるとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行うよう呼びかけを行う。

周知にあたっては、臨時情報発表時にとるべき防災対応について、臨時情報が発表されていない平時との違いを認識した図等を用いるなど、直感的で分かりやすい説明となるよう努めるとともに、臨時情報発表時の偽・誤情報や買いだめ・買い急ぎに対する注意喚起も合わせて実施するよう努める。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表後の状況の変化等に応じて、逐次広報の内容を更新する。

(2) 町が関係する施設の利用者等に対する広報等

住民等が利用する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、観光施設、図書館、病院、学校等の施設管理者等は、あらかじめ定めた計画に基づき、当該施設の放送設備等により、当該施設の利用者等に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された旨を周知するとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行う等とるべき行動を伝達する。

なお、巨大地震注意対応の期間中は、定期的に当該情報を周知・伝達するとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表後の状況等の変化に応じて周知を行う。

(3) 留意事項

広報にあたっては、先に発生した南海トラフ地震により、町内に被害が発生し、住民等の避難や救助活動等が実施されている場合があることに留意する。

4 巨大地震注意対応の期間等

(1) 地震が発生したケースの期間

太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除き、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード7.0以上マグニチュード8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50キロメートル程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表対象となる地震）が発生したケースにおける町の巨大地震注意対応の期間は1週間とする。

(2) ゆっくりすべりが観測されたケースの期間

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースにおける町及び県の巨大地震注意対応の期間は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間とする。

5 その他

町は、町が管理する施設・設備等の点検等、日頃からの備えを再認識する。

第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

町は、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を計画的に推進する。

なお、整備に期間を要する施設等については、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

第1 指定緊急避難場所の整備

町は、避難困難区域の解消、収容能力の増強等、避難に関する危険性の解消を図るため、避難場所を確保し指定緊急避難場所として指定するとともに、住民等に周知するものとする。

第2 建築物、構造化等の耐震化・不燃化

地震による建築物等の被害を最小限にとどめるため、建築物等の耐震診断及び耐震改修を促進し、災害に強いまちづくりを進める。

また、橋りょうについては、大規模地震発生後の緊急輸送を確保するため、耐震診断が必要な橋りょうの整備推進に努める。

第3 避難路の整備

道路は住民の生活と産業の基盤施設として重要な社会資本であるとともに、地震・津波災害時において人員の避難経路の役割を発揮する。

このため、道路管理者は、地震・津波災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大及び避難路の安全性の向上を図るため、事業を促進する。

第4 消防用施設の整備

町は、消防用施設及び消防用資機材の整備、消防庁舎等の耐震化等を行う。

第5 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾または漁港の整備

1 緊急輸送を確保するための道路（緊急輸送道路）の整備

災害時に、救助、救急、医療、消防活動に要する人員や、救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路によるネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパス等の整備、道路の防災対策工事、橋りょうの耐震対策工事、トンネルの補強による防災対策を推進する。

緊急輸送道路は災害時の被災地内外の陸送を確保するためのものであり、緊急に整備を進める必要があることから、平成25年度に作成した緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき整備を推進する。

2 緊急輸送を確保するための港湾の整備

港湾施設は、地震時には緊急物資・資材等及び避難者・負傷者の海上輸送にあてられることから、施設の耐震点検や耐震・津波対策事業の計画的な実施及び的確な維持管理に努め、海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保する。

3 緊急輸送道路を確保するための漁港の整備

漁港施設は、水産物の供給基地としてのみならず、地震時には緊急物資・資材等及び避難者・負傷者の海上輸送を行う上で、きわめて重要な役割を果たすことから、施設の耐震点検や耐震対策事業の計画的な実施及び的確な維持管理に努め、海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保する。

第6 通信施設の整備

町及び防災関係機関は、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設を整備する。

第7節 防災訓練計画

第1 防災訓練の実施

町及び防災関係機関は、地域住民等への地震防災対策推進計画の周知及び関係機関及び地域の自主防災組織との連携強化を目的として、南海トラフ地震等を想定した防災訓練を実施する。

なお、その訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努める。

また、地震発生から津波襲来までに円滑な津波避難を行うための災害応急対策を中心に実施し、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る訓練も実施する。

第2 総合防災訓練への参加

町は、関係機関及び地域住民等とともに、県が行う南海トラフ地震等を想定した総合防災訓練に参加する。

また、県をはじめ関係機関と連携して、以下の訓練等を地域の実情に応じて、より高度かつ実践的に行う。

- 1 動員訓練及び本部運営訓練
- 2 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
- 3 警備及び交通規制訓練

第3 県の助言等

町は、以下の点に留意して自主防災組織等の参加を得て行う防災訓練に対し、県から必要な技術的助言の支援を受ける。

- 1 津波からの避難訓練を繰り返し実施することにより、地域住民等が適切な避難行動をとれるようになるよう工夫すること。
- 2 津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むことなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練を行う。

第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

第1 町職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとし、その内容は少なくとも以下の事項を含む。

- 1 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関すること
- 2 地震・津波に関する一般的な知識
- 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 4 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震等が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- 5 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震等が発生した場合に、職員等が果たすべき役割
- 6 南海トラフ地震等防災対策として、現在講じられている対策に関すること
- 7 南海トラフ地震等防災対策として、今後取り組む必要のある課題

第2 地域住民等に対する教育

町は、地域住民等に対する防災教育について、県と協力して実施するとともに、県から必要な助言を得る。

なお、その教育方法として、地域の実態に応じて各種集会等を活用したり、地域単位や職場単位、学校単位等で実施し、印刷物やビデオ等の映像を使い、以下の事項について行うものとする。

- 1 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震・津波に関する一般的な知識
- 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 4 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震等が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動並びに初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- 5 正確な情報の入手方法
- 6 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- 7 避難対象地域及び急傾斜地崩壊危険箇所等に関すること
- 8 各地域における指定緊急避難場所及び避難経路に関すること
- 9 避難生活に関する知識

- 10 地域住民等自らが実施し得る,最低でも3日間,可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄,家具の固定,出火防止等平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- 11 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

第3 相談窓口の設置

町は,県と連携して,地域住民の地震対策に関する相談を受ける窓口を設置するとともに,その周知徹底を図る。